

令和 8 年 6 月中土佐町議会定例会（通常会議）会議録（第 2 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 7 日
招 集 の 場 所	中土佐町議会議場
開 会	令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 1 分宣告
開 議	令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 1 分
出 席 議 員	1 番 松下 昇平 2 番 山本 建生 3 番 下元 良之 4 番 中野 大地 5 番 中城 重則 6 番 佐竹 敏彦 7 番 濱田 和昭 8 番 窪田 和教 9 番 田上 幸平 1 0 番 高橋 雄造 1 1 番 金子 裕之 1 2 番 福永 守恭
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職 氏 名	町 長 池田 洋光 副 町 長 平田 政人 教 育 長 岡村 光幸 教 育 次 長 中平 圭祐 総 務 課 長 山崎 正明 地 域 振 興 課 長 高橋 佳代 まちづくり課長 江崎 太市 建 設 課 長 小松 賢介 農 林 水 産 課 長 黒岩 陽介 健 康 福 祉 課 長 津野 誠 町 民 環 境 課 長 下元 満 会 計 管 理 者 竹邑 千佐 税 務 課 長 市川 文啓
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 山岡 友也 書 記 小松 舞
町長提出議案の題目	な し
議員提出議案の題目	な し
委員会提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 9 番 田上 幸平 議員 1 0 番 高橋 雄造 議員

令和8年6月中土佐町議会定例会（通常会議）議事日程〔第2号〕

令和8年6月17日（水）午前10時01分開会

日程第1 一般質問

質問順序

1番 松下 昇平 議員

2番 山本 建生 議員

11番 金子 裕之 議員

8番 窪田 和教 議員

3番 下元 良之 議員

令和8年6月中土佐町議会定例会（通常会議）の経過（第2日目）

令和8年6月17日（午前10時01分開会）

議長（福永守恭議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

議長（福永守恭議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長（福永守恭議長）

日程第1、一般質問を行います。

議長（福永守恭議長）

1番、松下昇平議員の発言を許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1番（松下昇平議員）

おはようございます。松下昇平です。よろしくお願いいたします。

3月に初めてこの場で質問をさせていただき、とても緊張しており、あっという間にこの6月がやってまいりました。本日も緊張しておりますが、しっかりと質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問に入ります。

今回は、健康増進を主なテーマに質問をさせていただきます。

まず初めに、今現在、町が考える健康増進についてお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

健康福祉課長。

健康福祉課長（津野誠課長）

お答えをさせていただきます。

まず、町が考える健康増進についてということですが、中土佐町では、令和6年3月に中土佐町第3期健康増進計画を策定いたしました。松下議員には、当時、スポーツ推進委員として計画策定に携わっていただいております。大変感謝を申し上げます。

この健康増進計画は、健康づくりの鍵となる8つの分野、運動、食育、歯と口腔、たばこ、アル

コール、心の健康、生活習慣、がん対策、これらの8つの分野を乳幼児期から高齢期までの年代別に、町民の皆さんに実践していただきたい取組や、それをサポートする町の主要施策を計画的に実践するために、令和6年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とした12か年計画として策定したものです。

12年後のゴールを、生涯現役で自分らしい生活を営むために、一人一人が家族や地域の人と手をつなぎ、楽しみながら、まちぐるみで健康づくりに取り組んでいるまちとしており、また、キャッチフレーズを「生きがいを、健康と絆で守る中土佐町」としております。そして、この計画に基づきまちぐるみで健康意識の向上、啓発を目的として令和5年度から始めたイベントがみんなで元気になる大会です。今年度も、第4回目の開催に向けて関係課と連携をしながら協議を始めたところであります。

健康でいるためには、まず、自分の健康状態を知ることが大事であるとの考えから、自分のことを知る機会をつくり、イベントの中で得た情報を日々の生活に取り入れてもらうことをコンセプトに、第4回目になるみんなで元気になる大会を開催したいというふうに考えております。このみんなで元気になる大会を通じて、町の健康施策を広く町民の皆様に周知するという点でも、重要な手段であると考えております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

松下議員。

1番(松下昇平議員)

健康増進というテーマは、全ての住民の皆様にとって重要なテーマであるとともに、人口減少が進む中で、中土佐町においても一人一人の皆様の体、まさに資本であるというふうに考えております。

今、ご答弁をいただきました内容、この健康増進がいかに重要であるかということなどを含め、今、課長からもご答弁いただきました、中土佐町健康増進計画というものに網羅されている内容があることと認識をしております。

現在は第3期まで計画が進んでおり、先ほどもお話をいただきましたが、私自身もこの計画策定には携わり、興味がある内容ということで熟読しており、この計画どおりに進むことで町の未来は明るく、住民の皆様の健康な体は安心できるところまで高い水準に持っていくことができると思っております。

しかしながら、実際にこの計画書を住民の皆様が手に取っていただき、住民の皆様ご自身の健康の参考としていただけるかどうかというのは、まだまだ難しい面があるとも同時に考えております。健康という分野は重要であるということは理解をしながらも、いざ行動に移すということは難しく、ここは長きにわたる課題のようにも、この計画策定に当たる中で松下自身も感じておりました。

今、ご答弁をいただきました内容に引き続いての質問になりますが、そんな中で、この計画に沿った上で、現在、健康教室など、健康というものをより身近に捉えていただくために、健康教室を町として実施をされていると認識をしております。

2つ目の質問ですが、現在、町内における健康運動教室など、実施について、その目標と効果、また課題がございましたらお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

健康福祉課長。

健康福祉課長（津野誠課長）

お答えさせていただきます。

健康増進計画の健康づくりの鍵となる、先ほどご説明しました8つの分野の一つである運動面では、1つ目が、生活の中で、自分に合った運動習慣が身についていること、2つ目が、日常の様々な機会を通じて、外出や地域活動への参加など身体活動量が増えていること、この2つを運動面のありたい姿として定めています。

ご質問の町内における健康運動教室などの実施についてでございますが、まず健康増進、健康福祉課の観点から申し上げますと、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等の専門職が、健康な体づくりをサポートする健康教室を、特定健診により医師から生活習慣病の改善が必要と言われている方を対象として年2回実施しております。

この健康教室の内容につきましては、保健師から健康的な生活習慣について、そして管理栄養士から生活習慣病予防の食事について、健康運動指導士からはメタボ改善に向けた効果的な運動についての実践などの指導を行っております。

令和7年度は15名の方の参加がありまして、腹囲や体重の減少につながった方が8割に上り、みんなで共通目標を持ち刺激し合うことで、一定の効果が出ていると考えております。ただ、課題というところですが、特に生活習慣病の改善が必要とされる方の参加が少なかったことが課題としてあり、引き続き啓発等に努めていく必要があると感じています。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町民環境課長。

町民環境課長（下元満課長）

町民環境課からは、特定健診の結果にかかわらず、運動によります生活改善に意欲のある方を対象に2つの運動教室を実施しております。

令和7年度の実績で申しますと、1つ目の運動教室は、中土佐町スポーツ振興監に講師をお願いしております運動教室で、上ノ加江スポーツ文化センターで全4回実施をいたしまして、延べ28名の参加がありました。また、2つ目の運動教室は、健康運動指導士によりまして、町民交流会館で毎月実施をいたしております。全12回で、延べ139名の参加をいただいております。

内容と致しましては、基本となる正しい歩き方、姿勢の整え方などに始まり、ラケットやボールなどを使った、日常生活では使わない部分をほぐせるような運動まで幅広く行っております。

また、特別な道具を必要としない運動の指導にも力を入れておりまして、参加者自身が自宅でも継続して体を動かせることを目標としております。

昨年度、この運動教室の参加者に対しまして実施したアンケートによりますと、運動教室に「満足」と答えた参加者が81.3%、「この教室をきっかけに継続して運動を続けている」と回答した参加者も81.3%となっております。これらのことから、これらの運動教室への満足度や継続度は高く、生活改善への好影響も見られること、また、参加者も徐々に増えてきておりますので、引き続き実施をしていきたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

続きまして、教育委員会からご答弁させていただきます。

教育委員会では、令和7年度に実施した健康運動教室としましては、カラダづくり事業がございます。事業参加後に運動を継続してもらうことを目標としておりまして実施しまして、昨年度は1期を9回の開催で4期、4回やっております。延べ55名の方の参加がありました。

昨年度の課題としましては、55名の参加者のうち34名がリピーターとなっており、新たな参加者が少ないということが挙げられます。

本年度も本事業を継続して実施しておりますので、新たな参加者を受け入れられるように広報等を行いたいと考えています。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1番（松下昇平議員）

今、ご答弁をいただいたとおり、この健康という分野は健康福祉課、町民環境課、教育委員会という3課にまたがり、住民の皆様に対する健康増進というアプローチ、様々な形で実施をされております。

しかしながら、意外とこの事実が知られていないという現状もあろうかなと思っている部分もございます。先ほど教育次長からもお話がありました、運動を続けていくこと自体が物すごくハードルが高いことで、さらに、そこからリピートをして続けていくということが、まだまだ私自身も、この健康増進に関わる中で課題となっているところなのかなと感じております。

冒頭に健康福祉課長からお話がありました中土佐町第3期健康増進計画の中で、8つ、運動、食育、歯と口腔、たばこ、アルコール、休養、心の健康、生活習慣、がん対策という8つの分野から健康というものが成り立っているというお話がありました。

そもそも、ここで少し改めてにはなりますが、健康という定義を改めて確認をいたしますと、こちらの中土佐町健康増進計画に掲載されておりますことではございますが、まずもってWHO憲章の前文において健康の定義は、健康とは、病気でないとか弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあることを言いますというふうに掲載をされております。

このことを踏まえた上で、中土佐町が目指す健康状態というのが、この中土佐町第3期健康増進計画に掲載されておりますが、中土佐町の目指す健康状態、それは病気や障害の有無、加齢に左右されず、一人一人が生きがいや幸せを実感しながら自分らしく生活できる状態というふうに、中土佐町は定義をされております。健康な体というところは、心の健康、社会的健康と深く関係するとも記載をされております。まさに人のつながりがとても重要な側面であるというふうに私自身感じております。今、3課からご説明をいただきました健康教室というものが、人とのつながりのまさに機運醸成の場だというふうに感じております。

このことから、次の質問に入らせていただきます。

今現在、これら健康教室が運動の機会として行われている現在の町内における運動関連施設と、その利用頻度をお尋ねいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

お答えいたします。

議員の質問と少し施設が違うかもしれませんがご容赦ください。令和7年度の町内の主要な運動施設の利用状況についてご回答させていただきたいと思っております。

まず、久礼分校の体育館ですけれども、日数にしまして311日、1日で2回利用する場合がありますので、回数としましては479回の利用がありました。

続きまして、上ノ加江スポーツ文化センターのトレーニング室ですけれども、306日稼働しておりまして、回数としましては817回の利用となっております。

次に、大野見体育館ですけれども、こちらは161日の稼働がありまして、207回利用されております。

次に、小草パークゴルフ場につきましては、日数で293日開業しておりまして、利用者数は、町外の3,658人を含めまして6,880人となっております。

最後に大野グラウンドけれども、こちらは188日の稼働で192回の利用となっております。以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1 番（松下昇平議員）

お調べをいただきありがとうございます。

現在、冒頭にもお話がありました利用頻度というところが、これまで運動してきた方がリピートされて使用されている部分、もしくは新たに運動を始めてみたいというところも、今後、私自身としては研究の内容に含めていきたいというふうに思っております。

今、利用頻度をお尋ねをいたしました、この健康増進にも記載をされておりますが、健康づくりは行政の旗振りだけでは実現しません。地域の中で様々な主体が取組を継続・発展させていってもらえるよう、実効性を重視した施策を講じていきますというふうにも明記をされております。運動における一番の重要性は、自主的な継続性だと感じております。今、この運動施設の利用頻度をお聞きする限り、自主的に継続をされている方も一定数、むしろ松下自身としてはかなり利用されている方も多くいらっしゃるなというふうに感じておりますが、しかし、とにかく運動というものは継続、継続に勝るものはなしというふうに強く感じております。

しかしながら、初めてこれから運動してみたい、健康に対して運動しなければいけないと思っている方に対しては、この継続が決して簡単ではなく、特に運動になじみのない方にとっては途方もないことであり、運動による健康な体の獲得までにはなかなか至らない現実もあるように感じております。もちろん健康な体の獲得には運動以外の手段もあろうかと思いますが、今回は引き続き運動を中心に質問をさせていただきます。

先ほど町内の利用頻度の質問をさせていただきましたが、次の質問に入らせていただきます。

今年3月に、久礼に新たに整備をされました、テニス、バスケットボールコートにつきましての質問をさせていただきます。

少し施設から関連するところもございますが、今年3月1日にお披露目を兼ねてバスケットボールの大会が開催をされました。私自身も、この日のためにチームをつくり参加をいたしました。当日は、正直なところ想像以上に参加者の数とそのバスケットボールのレベルの高さに驚きながら、開始時には久礼のキッズダンスチームの皆様のオープニングダンスから始まり、とても白熱したスポーツイベントとして盛り上がったように、私自身感じております。

また、役場の職員の皆さんの参加もあり、ふだんあまりお話をする機会のない職員の方との交流、また、この職員の方はバスケットボールを経験されているのかというところも、松下自身、驚きと、すごく、実際に一緒にプレーをすることで励みにもなり、また機会があれば教えてほしいと思うぐらいの高レベルの方もたくさんいらっしゃり、また、町内町外から参加の皆さん、そして中高生の参加もあり、非常に盛り上がった1日だと感じております。

まだ、3月に新たに整備をされたばかりではありますが、このテニスコート、バスケットボールコートの現在までの利用頻度、また今後の活用についてどのようにお考えでありますでしょうか、お聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

お答えいたします。

まず、テニス・バスケットボールコートの利用実績につきましてですけれども、整備後の3月から5月末までで22日、回数にして28回の利用がございました。利用者につきましては、テニスの団体が週に1回、定期的に利用しているのと、あとバスケットボールにつきましては、不定期ですが1つの団体の利用があります。

今後の活用につきましてですけれども、現在、有料貸出しとなっております。ただ、子供たちの利用について、一定ご要望もいただいておりますので、そこについてはちょっと現在課内で検討しておるところでございます。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

松下議員。

1番(松下昇平議員)

このテニス・バスケットボールコートにつきましては、まだ整備をされて間もない時期で大変恐れ入りますが、新たな施設では、このスタート時期が非常に大切、スポーツ施設は特に大切であるかなというふうに感じております。今現在利用されている方のお声にぜひとも耳を傾けていただき、よりよい運営に。

また、運動においては、しつこいようですが継続がもたらす自身への体の健康とつながることから、今このタイミングで質問をさせていただきました。今後またキッズパークの整備も予定されておる、ますます周辺整備が進む中で、利用する方の利便性というものは継続してその場を利用するということに寄与する側面でもあるように感じております。

また、実際に松下自身も何度か利用をさせていただきましたが、やはり利用して分かることも多々ございます。例えばこの時期ですと、夕方暗くなってくるタイミングに照明を当てると、本当に想像以上のカメムシがライトに寄ってくる。ここ近年、最近、カメムシ全体的に、大野見地域もそうですが、かなり多いなという印象はありますが、いざ皆さんも、ぜひ夕方の時間に来ていただくと、多いというような規模を超えている。もう家に帰ると、Tシャツの中にはカメムシが入っている、靴の中にもカメムシが入っているような、これはやってみないと分からなかったこと。ただ、現在は7時45分ぐらいまでは照明をたかずに利用ができるということもあるので、今後、実際に使用しながら様々な課題と、また自身も改善に向けて動いていきたいというふうにも思っております。

また以前、今、新しく整備をされた隣のコートにはバスケットのコートもありましたが、夕方の時間帯には少なくない小学生の子供たちがバスケットボールをやったり、あのコートの中でサッカーをやったりという風景をよく見かけておりました。今、偉そうに話をしておりますが、松下自身はまだ4回ほどしかテニスコートを利用はしておりませんが、実際に夕刻に照明をたきながらあのテニスコートを利用していると、後日、松下はテニスをやっていたねとか、子供たちからは、どういうふうにすればこのコートが使えるのかというふうな声も実際にいただいております。今のところは毎週金曜日に実施をしているので、子供たちにおいては、ぜひタイミングが合えば一緒にテニス。

また、このコートのすばらしさというのは、バスケットボールコート、テニスコートというの

が併設されているというところにあると感じております。これまで松下自身もかなり多くの施設を見てきましたが、同場所において同じプレーができるというのは健康増進にも寄与する一面があるというふうに感じております。

また、この施設についても、今現在は、教育委員会のご尽力でテニスラケットであつたりとかバスケットボールであつたりとかを施設に置いていただいているので、基本的には手ぶらでプレーすることもできるので、ぜひ、まだ新品でかなりきれいなコートで、このきれいなコートでプレーをしてみるというのも、いざ健康増進につながる一部だと感じておりますので、私が言う立場でもありませんが、ぜひ、今コートがまだまだ美しい間に多くの方にまずはコートに入っただき、経験、未経験の方に関係なくテニス、バスケットボールに触れていただきたいというふうに感じました。

長くなってしまいましたが、続いての質問も健康に関する質問であります、こちらは可能性について伺うものでございます。

運動には人とのつながりという場、先ほどからも少しお話をさせていただいておりますが、社会的な側面も役割の一つであると考えます。各地区で開催、または開催をされておりました地区民運動会についてお尋ねをいたします。

地区民運動会と小・中学校の運動会の合同開催の可能性についてお尋ねをいたします。

現在、人口減少、高齢社会などによるもの、コロナ禍という社会状況により立ち止まりを余儀なくされた面もあります。地区の運動会の開催が年々厳しくなり、既に開催をされていない地区もありますが、今後、保育、小・中、また地区との合同開催についての可能性、また今現在のお考えをお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

地域振興課長。

地域振興課長（高橋佳代課長）

地域振興課からは、大野見地区の各地区の運動行事と小・中学校運動会との合同開催の可能性、あと経緯についてお答えします。

大野見地区の地区民運動会につきましては、令和元年度の第68回を最後に中止されています。令和元年度から令和4年度までの間は新型コロナウイルスによる中止となっており、令和5年度の開催に当たりましては、令和5年5月に各地区長宛てに例年どおりの競技内容で、地区として参加できるかどうかのアンケートを送付させていただきました。アンケートの結果、20地区中12地区が参加できないとの回答で、1地区のみ参加できるという結果でありまして、その結果を受けて、実行委員会で協議した結果、令和5年度も中止したという結果になっております。

地区長宛てのアンケートにおきまして、学校との共同開催の意見も出ておりましたので、実行委員会が令和6年度以降も共同開催ができないかということで学校と協議をいたしまして、学校側もPTAの意見を聞いてみないと判断できないとのことでしたので、令和6年6月に大野見小・中学校のPTAを対象にアンケートを行いました。賛否両論あり、再度、実行委員会で論議した結果、運動会の中止が決定し、おおのみ地区民運動会実行委員会は解散したという経緯となっております。

しかしながら、コロナ禍等により地区民運動会が中止になって以降も、運動会を再開できたらいいねとか、健康づくりや地域の親睦・交流を深めたいねという意見もありまして、再度、大野見小・中学校との合同開催を目指し、後に実行委員となるメンバーが事前に学校側と協議を重ねてくれておりましたが、年間行事や学校方針、また、当時はまだ組織、実行委員会が立ち上がる前でしたので、大野見小・中学校との合同開催には至らなかったという結果になっております。

その後、昨年10月におおのみスポーツイベント実行委員会を正式に立ち上げまして、初年度、去年ですけれども、雪を使わないスポーツ雪合戦というものを開催いたしました。

今年度は、7月に個人参加による第1回おおのみ運動会を開催します。本年度についても、学校側との協議不足などがありまして大野見小・中学校との合同開催には至りませんでした。実行委員会として一步を踏み出す形で計画をいたしております。

今後も学校やPTAとの協議を継続し、将来的には運動行事の合同開催という可能性を実行委員会とともに探ってまいりたいと思います。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

教育次長。

教育次長(中平圭祐次長)

教育委員会のほうからもご答弁させていただきます。

小・中学校の運動会というのは学校行事でございまして、教育活動としての目的を持って実施しているものです。教育活動につきましては各学校に決定権がありますので、学校運営協議会と協議しながら、将来的な合同開催の可能性を探ることはあり得るのではないかと考えております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

松下議員。

1番(松下昇平議員)

この共同開催に向けては、今ご答弁いただきました学校行事という側面、様々な要因があり、まだまだ研究が必要であることとは思いますが、全国的にどの自治体もそうであるかとは思いますが、人口減少社会が進む中で、中学校卒業後は中土佐町を離れる子供たちが多い中で、子供たちの成長を見届ける場として、地域全体と子供たちの応援をする場として、また子供たちからの刺激を受ける大人の存在も含めて、運動会と地区との運動会の合同開催などを含めて、ぜひ検討いただきたいというふうに感じております。

また、先ほど地域振興課長からご説明がありました、昨年、大野見地区で立ち上がりましておおのみスポーツイベント実行委員会では、今年7月26日の日曜日に、コロナ禍以降中止、そし

て地区民運動会の取りやめとなった以降、初めて運動会を開催する予定となっていると伺っております。私自身もこのイベントの実行委員会のメンバーであることから、今現在、地域に合った運動会の開催というものを模索し、実行していく準備が進められております。行く行くは保育、小学校、中学校との合同開催を受け入れるようなことを目指して、まだ第1回目で開催前ではありますが、しっかりとこの実行委員会のメンバーとしての役割も果たしながら、地域の運動と健康増進に向き合っていきたいというふうに思っております。

健康増進につきましての最後の質問をさせていただきます。

町内にあります小学校プールの一般開放についての質問でございます。

現在、久礼小学校、上ノ加江小学校、大野見小学校と、各学校に授業で使用しているプールがあると思います。こちらのプールを健康増進の一環として一般開放することは可能でしょうか。大野見地区では、以前、浮かぼう会という一般向けの団体があったというふうにも聞いております。もちろん様々なハードルがあり、今、ご答弁いただきましたとおり学校行事というハードルもとても高いように感じておりますが、こちらも町内の既存施設の利用促進、施設利用の幅を広げるということで、健康増進の一翼を担う可能性もあると思いますが、お考えをお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

プールについてですけれども、大野見に限ってご答弁させていただきますけれども、大野見では小・中学生がプールを共同使用しておりまして、水位を小学生に合わせて使用しています。そのため、中学生は浅く感じる水位になっていると思われます。そのため、学校が授業でプールを使用している期間に一般開放するとしましても、一般の方にとってはかなり水位が低くなってくるので、ちょっと困難かなと思っております。

また、学校の教育活動で使用しない期間につきまして一般開放することを考えますと、まず監視、そして水質の維持、さらには施設の管理、このようなことに予算と人員の配置が必要となるため、ちょっと可能性としては大変厳しいと考えております。

そのため、プールの利用につきましては、高幡広域の事務組合を構成しております近隣の高幡5市町の施設を利用させていただきたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1 番（松下昇平議員）

プールでの運動など、中土佐町内の施設、なかなかハードル、現実的には厳しい面かなりある

うかと思いますが、健康という意味へのアプローチは様々な方法があるにこしたことはないというふうに感じておりまして、なかなか難しいことを承知ではありますが、季節限定でもある一定効果があると思いますので、現状難しいとは思いますが、引き続き検討をいただけましたらと考えます。

続いての質問に移らせていただきます。

続いては、健康増進からつながるスポーツ振興につきましての質問ですが、こちらも可能性について伺いをいたします。

ここまで健康増進について質問をさせていただきましたが、自分自身、健康については、他者と一緒になって育むことにより、よい継続に結びつくものであると感じています。また、その中で、目指す存在、憧れる存在も必要な要素であると考えております。

つきましては、ここでの質問は、中土佐町出身または関係者の現役のアスリート、スポーツ選手の支援や、町のシンボルのような位置づけにして、例えば中土佐町スポーツ大使のような取組を進めていくことは、今後未来に向けて可能性はありますでしょうか。

全国、世界で活躍されているアスリートの皆様は、まさに健康増進のお手本のような存在であり、町の出身者、関係者として活躍される中で、様々なシーンで中土佐町というフレーズをアスリート自身が発する機会もあることと思っています。スポーツを通した郷土愛の醸成にも一役買っていたけようにも感じており、また町に帰省されたタイミングでは、健康に関するイベントなどにも参加していただき、直接住民の皆様と接してもらうことで、少しでも健康に興味を持ち、またそのアスリートご本人の姿を間近で見ることにより、目標、憧れとすることは、子供から大人まで共通の幸せではないでしょうか。そのような支援や位置づけをすることについて、こちらも様々検討項目あるうかと思いますが、まずは検討いただく可能性について伺いをいたします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

お答えいたします。

現役アスリートの支援及び町のシンボルへの位置づけにつきましては、議員のおっしゃいますとおり、アスリートが中土佐町の名前を背負って国内外で活躍することで町のPRにもなりますし、町内の子供たちに夢や希望を与えることになると思います。そのようなことから、アスリート及び関係団体等とも協議しまして、その可能性について探ってみたいと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1 番（松下昇平議員）

ありがとうございます。

また、今ご答弁いただいた内容と少しつながりがある部分ではあると感じておりますが、本町と災害時相互応援に関する協定で親交の深い北海道幕別町につきましては、オリンピックにおいて、夏季、冬季合わせて8名の選手を輩出をされております。また、幕別町とは小学生との交流研修も続いていることと思います。さらに、健康増進やスポーツ振興というテーマにおいても、この幕別町の知見を交流の一部に取り組み、既存の取組の中から新たに交流を広げていくことで、この連携の骨太化にもなるようにも感じております。

先日、サッカーワールドカップにおいて、日本とオランダの試合が行われました。初戦がオランダということで、ここ最近はおランダの話題がテレビやラジオ、インターネットでも多く見かけの中で、オランダの子供たちの幸福度の高さ、オランダの子供たちのスポーツ環境という話題を見聞きすることがとても多くありました。

オランダでは幼少期、5歳前後の子供たち9割が何かしらのスポーツクラブに所属しているという話題もあり、私自身、とても興味を持ちました。と同時に、この中土佐町健康増進計画の中のアンケートにも、松下自身とても励みとなった項目が1つございます。項目は、子供の頃から体を動かすこと、習慣づけることは大切だと思いますかという問いに対して、中土佐町の答えは、全体の96.8%が大切だと思うというふうにアンケート結果が出ております。また、20代、30代女性の回答については100%となっておりました。アンケートでなかなか100%という数字を見かけることは少ないので、このことをきっかけにさらに健康増進の一助となる健康増進計画の中身ではないかというふうに併せて思いました。

また、今週の月曜日のことでありますが、久礼の小学校で実施をしておりますシーズンスポーツクラブ、行っておりますが、まさに子供たちとサッカーの話題になり、2人の女の子は明確にワールドカップに出たいと話をしてくれました。これは決して夢ではないなというふうに、その2人の目を見て、実現に向けて何かできることはないかと強く感じたところです。様々な検討が必要なことの多い質問でありましたが、研究をすることは本町にとってプラスになることではないでしょうか。

ここまで健康増進、スポーツ振興についてお伺いをいたしました。スポーツ振興の質問について最後の質問になりますが、少し先ほどの整備、テニス・バスケットボールコートのところ少し重複をしてしまうところにもなりますが、現在、テニスコートが新たに整備をされたことで、先ほど教育次長からもご答弁ありました、毎週金曜日にテニスを実施しておられる団体があるというふうにお聞きをいたしました。私自身もこの機会に、全く素人ではありますがテニスを始めました。この中で、現在、高知信用金庫久礼支店の行員の方1名も参加をしてくださっております。この方は以前から面識のある方で、テニスをされていることは知っており、この機会にお声がけをさせていただきました。

これは後日知ったことですが、この方は小学生時代に、この久礼の整備をする前のテニスコートを使用され練習をして、初めてテニスに触れたのが、この久礼の整備をされる前のテニスコートというふうにお話を伺いました。この方は、その後、高校、大学とテニスの競技を続けられ、硬式テニス競技で高知県代表として国体にも出場されるまで成績を残された方です。まさに今回テニスコート、バスケットコートが新しく整備をされたことで、せっかくの機会なので松下からお声がけをさせていただいたところ、高知信用金庫さんの地域の活動の一環として、可能な日に練習に来てくださっております。先週にはソフトテニスを経験されており、現在の支店長も少し

顔を出してくださって、一緒にラリーをしたことでした。

テニスというスポーツは以前から触れてみたいと思っておりましたが、専門性もあり、素人だけではなかなかプレーできないと思っているところに、私自身も住民の方からお声をかけていただき今回の参加に至りました。毎週は参加できていないものの、この4月から4回、5回ほど一緒に、住民の皆様とテニスをプレーさせていただいております。

このように、町内や町内企業の皆様の中から何かしらのスポーツ経験者の方、もちろん現在スポーツ推進委員会の皆さんもいらっしゃいますが、今、改めてスポーツ振興に関わっていただける方の確保、過去のスポーツ履歴から、指導という立場よりは、子供から大人までの間で一緒になって運動していただける方が、まだまだ町内にはいらっしゃるのではなかろうかというふうに、3月1日のバスケットボールのこけら落としの大会でもそのように感じました。

そのことから、地域の方がどれぐらい運動に精通をされているか、また実際経験をされたスポーツがあるのかということを本町として把握をしているだけでも、本町のスポーツ振興の財産になろうかと思いますが、この部分につきましてお考えをお聞かせいただければと思います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

お答えいたします。

まず、スポーツをしている方は、例えば鯉の国スポーツクラブに加入している団体のメンバーであれば比較的容易に、どのような方が何のスポーツをされているかということ把握することは可能だと考えています。ただ、スポーツクラブに加入することなくスポーツをされている方というのは、なかなか簡単にはいかないかなというのが認識です。

ましてや指導ができるということになりますと、自身がスポーツをするのとはちょっと異なる技術であるとか、意識であるとかいうところが必要となってくると思いますので、さらに難しいのではないかなと考えております。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、町民の皆様が様々なスポーツに触れる機会を創出するという、そのためには、指導者の存在というのは欠かせないと考えております。人材発掘というのは大変困難を極めると想像はしますけれども、関係団体や議員のご協力をいただきまして前進させたいと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1 番（松下昇平議員）

ここまで、健康増進またスポーツ振興に関しての質問を続けさせていただきました。大変恐れ

多いですが、町長からも一言ございましたら、この健康増進、スポーツ振興に対して一言いただけますでしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

松下議員がですね、日体大のOBということで、元アスリートということもございまして、本町の健康増進、とりわけスポーツの振興については様々な場面でご指導賜っておることに対して御礼を申し上げたいと思いますし、本当に一般の町民がなかなか知り得ないようなこと、実はうちの町でたくさん持っているよということを私も改めて感じたところでございます。

特に国内外においてですね、活躍しておる、またこれから期待をされる、そういった人物もおります。例えば一番若い方で言いますと、畠中菜千さんという、サッカーでアンダー１６で活躍して海外でもメダルを取ったり、スポーツとして、サッカーチームではありますけれども、それで活躍しておる方もおいでますし、先ほどのご質問にありましたように、中学生で女子の生徒がワールドカップを目指したいと。まさにそういう先輩の姿を追っているということも感じました。

また、大野見の出身でありますけれども、岡田晃平さん、彼が非常に松山英樹さんと同じように、明德高校から東北福祉大、そしてプロで全国、国際的に活躍されておりますけれども、その後を追ってやっておるんですが、松山さんがなし得なかったことは、日本アマチュア選手権のチャンピオンであると。これはプロでもなかなか勝てないような試合であります。それを制しておるところもありますし、まだメジャータイトルは取っておりませんが、私は近い将来、岡田晃平選手もですね、そういったところに入ってくるのではないかと考えております。

それから、これまたちょっとあまりなじみがないんですが、キックボクシングの世界で、久礼出身の竹本嵐舞さんという、今、プロとしてデビューされておまして、RISEというところに入って、今本当に注目を集めている若い選手であります。実は来月、彼が所属するジムの会長、名前はちょっと忘れちゃったけれども、※18ページに訂正発言ありイタクラテンシンさんのお父さんという、ジムを経営されておりますが、そこへ、うちの町のアスリートとして頑張っておられるということで、広報が取材をするということで、そのジムで、会長と共にマンツーマンでスパリングしていることを取材するようになっております。

それからですね、いっぱいいるんですけども、数田彩乃さん、ベースボール５でアジア大会を優勝し、世界大会で２位になったと。このベースボール５も、やがてオリンピック競技になるのではないかと言われておるところでございます。

本当にそういったところもありますし、また、これは幾らお金を出しても、その装置が造れないという天然のもの、自然のもの、海です。サーフィンがあるんですが、うちの町は結構波がいいそうで、私は全くしませんが分かりませんが、うちの職員も、仕事前に朝入ってきたという職員もおるぐらいのもので、本当にいい波があるそうです。うちの町の、私もよく存じ上げています方なんですが、元プロの資格を取った方がおいでまして、プロとしては活動していないのですが、もう高知県どころか四国中でその方を知らない人はいないというレジェンドが、実際うちの町においでます。

このことも、私は本当につい最近知り得たところでございますけれども、やっぱりいろんな分野で、我々が日常生活の中で全く知らない方が、いや、実際にうちの町にそういう方がおいでるということでありまして、このことは後進にとっても本当に大きな励みになると思いますので、先ほど議員が申されたように、幕別町とは災害時の相互の応援協定を結んでおりますけれども、私はできたら、これまで長いお付き合いがございますので、姉妹都市提携とか、そういうことも議会同士でまた交流を深めていただいて、そういう付き合いもあってもいいのではないかなと思います。オリンピックを8人も輩出しておる町でありますし、いろんなところで刺激を受けながら、町民の皆さんも、そんな世界があるんだということを分かっているのを、自らの健康、まさに体と心ですね、こういう健康をしっかりと自分が勝ち取って、幸せな生活が送れるようにというのが、まさに健康増進の神髄でありますので、そういったことについても町として一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

それから、テニスコートの更新のこともございまして、いろんなお声をいただいております。遊んでいるじゃないかと、それならば子供たちに無料に開放したらどうかということもありますけれども、これも教育委員会をはじめ内部で検討したところでございますが、無料開放してしまうと、例えばサッカーボールを蹴るとかいうことでフェンス等がへこんだり、いろんなこともありますし、また小さいお子さんと大きな大人というか、高校生もそうなんです、そういった体力の違う者が同時にあの中に入ると危険性もございます。

そこについては、今度キッズパークというのがオープンしますので、その際にですね、土日祝祭日も含めてキッズパークを使いますので、そういったスタッフの管理の下、そして新しくできる美術館跡を活用した図書館、あのエリアがまた新たな中土佐町の活動拠点にもなりますので、それも含めていろいろ整備をしてまいりたいと思いますので、どうか今後ともご指導をいただきますようによろしく願いを申し上げまして、私の答弁といたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

松下議員。

1番(松下昇平議員)

この健康増進というテーマ、スポーツ振興というテーマ、様々検討の項目はあろうかと思いますが、松下自身もしっかりと研究を重ねながら、健康増進、スポーツ振興についてはこれからも質問をさせていただきたい立場でございます。

また、町に合った健康増進というものも非常に、この中土佐町に見合った健康増進というところも非常に重要だと思っておりますので、行政、住民の皆さんと一緒に健康について考えていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、少し内容が替わりますが、最後に地域おこし協力隊に……

(「ちょっと休憩……」の声あり)

議長(福永守恭議長)

すみません、暫時休憩します。

(午前10時55分)

議長（福永守恭議長）

正場に復します。

（午前１０時５５分）

議長（福永守恭議長）

町長の発言の中で、訂正の申入れがありますので、これを許可します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

私の先ほどの発言の中で、キックボクシングのジムの話をしましたけれども、竹本嵐舞さんが所属するところのジムの、いわゆる「イタクラテンシン」というふうに私は発言したようですが、「那須川天心」さんの間違いでありましたので、ここで訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

１番（松下昇平議員）

時間も迫ってきておりますが、最後に地域おこし協力隊の質問だけさせていただければと思います。

町長からの行政報告でもありました、町の活性化起爆剤として期待される町長からのお言葉もありましたが、地域おこし協力隊は目的の業務に専念するに当たり、やはり町全体をより詳しく、より理解をするということがとても重要な立場であり、本来の業務から少し脱線をする部分が行く行くは自分自身の糧となる。私自身が地域おこし協力隊の３年間を通して、また今年で中土佐町に移住をして１０年目となりますが、まさに今も助けられていると感じております。

最後の質問ですが、この地域おこし協力隊の皆様が業務の一環として各地区の行事に参加されることは可能でしょうか。地域を知るという意味、また毎年実行委員会形式で開催をされている地域の核となるようなイベントは、毎年のように人手不足や後継者の話題が出ております。また、事務局についても、役場の職員の皆様の比重が少なくない現状ではないかと感じております。

地域おこし協力隊は、団体委託型を導入されていることから難しい部分もあることとは承知はしておりますが、情報の共有、地区に関係なく中土佐町全体として地域のイベントや行事に可能な範囲で地域おこし協力隊の方が参加していただくことは重要ではないかと思い、むしろこちらからお願いをしたいぐらいの現状であるようにも感じております。お考えをお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

これまで行政が直接雇用する地域おこし協力隊につきましては、各地区への行事に関しまして、その必要性を各担当課が判断した上で、業務としての勤務を可能としてございました。現在もその取扱いにつきましては変更ございません。

一方、昨年度から実施しております団体委託型につきましては、受入れ事業者様と協力隊との間に雇用関係が生じてございます。このため、雇用された任務への関連性を考えた上で、受入れ事業者様が必要と判断した場合は、受入れ事業者様と協力隊員が協議をしまして、結果、業務としての行事への参加は可能になるというふうに想定してございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

松下議員。

1 番（松下昇平議員）

以上で質問を終わります。

議長（福永守恭議長）

これで松下議員の一般質問を終わります。

ここで、午前 11 時 10 分まで休憩をいたします。

（午前 10 時 59 分）

議長（福永守恭議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

議長（福永守恭議長）

先ほどの町長の答弁の中の訂正でございますけれども、訂正の許可をいたしておりませんでしたので、この訂正の許可を行います。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 10 分）

議長（福永守恭議長）

それでは、正場に復します。

（午前 11 時 15 分）

議長（福永守恭議長）

2 番、山本建生議員の発言を許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

それでは、質問を始めます。

この質問をするに当たって、1 番目の質問については、5 月 23 日でしたか、議会の後で議長に呼ばれまして、どうということやということで、議長、当時の前局長と、5 月 23 日じゃない、前です、3 月ですね、話をいうことがありました。だから、今日はこういうふうな文書を配っております。なかなかいろいろやるのがちょっと考えられんようなことだなと感じます。

それでは、まず初めに質問をします。

町長は 3 月議会で、私が質問したことについて、なかとさ美術館はろくな作品がないとか、安物ばかりやという趣旨の発言をされたというふうな発言を言われています。また、町田さんのことを冒涇するようなご発言がありましたとも言っています。エビデンスを出してください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

ただいま皆さんのお手元に配付をさせていただいた、これは議事録でございますので、そのとおりでございます。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

そうしたら、議事録でやったからいうことに、例えば説明になっていないですよ。私が言うたことの、安物ばかりやと、あるいはろくな作品がないということ、それから町田さんのことを冒涇した、そのことを具体的にこのことがこうや、このことがこうやいうことの説明してください。分かりませんか、私が言っていることが。じゃ、ここに書いていることのこのことが、安物ばかりや言うとなると、それからこのことが、ろくな作品がないと私が言うたことで、どこが町田さんの冒涇になるのか言うことを言うてください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

議員は過去にいろんなご質問をされておりますし、それらは全部議事録のとおりであります。私が申し上げたのは、議員のこれまでのご発言の中から、そういうことであると私が感じたので、そういうことを言いました。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

私は実は、この質問をするに当たりまして、日本でトップクラスの大学を出た知り合いに、私が一般質問でやった議事録と、今回町長が言うたことを速達で送りました。そうしたら、すぐに返事来ました。それで、私は聞きました。私の質問を読んで、それらが、ろくなものというふうなことにいうことになりますか、それから、安物ばっかりいうことになりますかいうことを聞きました。そうしたら、この質問でそういうふうにする人はまずいないでしょうと。ただし、ここに書いているような町長の質問は、そういう趣旨の発言を、「趣旨」という言葉を使うていると。それは、実際、例えば、その人のあなたに対する態度と立場とか、いろんなどう考えちたゆうかいいうことによっていろいろ言い訳はつくと、正直言うて、どうしても言い訳はつくので、そういうことをやり出したら水かけ論になる可能性がありやせんろとかいうことです。ただ、言うのは、例えば普通はそういう質問をしてやったいうことで、それがろくなものやないとか、あるいは安物ばっかりというふうにする人はおりやせん。ただ、言うように、悪意に取ったり、それからあなたをよく思うてない人は、その趣旨やいうことでそれをやって、そういうふうなことを取るゆうことはあるんでしょうというふうなことを言われました。だから、結局それはもう各自の主観いうことになって、ずっと水かけ論になっていくんやないろうかねというふうに言われました。

それで、その人は、言いましたように、私も自分の意見だけじゃいかんから、いろんなトップクラスの大学を出て、もう退職していますけれども、今はいろんな研究をして、本を書いたりいうことをしてあるから、そういう人の意見をまずちゃんと聞いてみる必要があるということでした。それから、この議事録の中で書いてあるですね、東京の死んだ友達に話をしましたけれども、彼は福岡の出身です。それで、福岡の出身で、九州大学を出て映画関係の仕事をずっとしよった人です。それで、外国へ何回も駐在の経験もあつて3か国語を話します。

それで、一応、別に文化芸術の専門家ではないけれども、例えば割とよく知っている人です。ルーズベルトも何回か行ったことあるいうたし、それからメトロポリタンとか日本近代美術館なんかも行ったことあるという話はしていました。それで、ただ、彼が言うには、やっぱりいろいろな見て、私はどっちかいうたら自慢げに言うたんですよ。こういう竹久夢二とか、いろんな有名な人が言うたら、彼は割と知っちゅうようで、ここに書いているようなこと言うたわけです。それで、そういうふうな絵の値段らいうものはあつていうことやけれども、それはやっぱり冷静に対応す

ることが必要やいうて。

それから、その人が、これを寄附した人の趣旨で、中土佐町民の文化芸術の素養を高めるということ言うたやろいうて、おまえがていうて。それで、そうだと言った。そうしたら、これからそういうふうなことを中土佐町でどうやっていくかということが重要やないかいうて。それで、こういう美術館というのは、これから公的な美術館というのは、非常に運営の面でなかなか難しいなってくると。それから、この町は本当にそんなに絵画が好きな人が多いんか言うたから、いや、別に特にそういうわけやないいうて言うたりした。それで、そういう面で、私は、例えばこの彼が言うた話ですね、それはやっぱりちゃんと聞いておくべきやいうことで聞いたわけです。

それで、安物ばっかりやいうことで、ここに、これは全部やないです。中土佐町美術館の所蔵品の購入価格と、それから評価額というのがあります。評価額というのは、保険を掛けるときにこの評価をするわけです。それは購入価格いうものとは別です。ここにおる人は知っているかもしれないけれども、ZOZOTOWNをやっている前田という人がおります。その人はバスキアの絵を持っています。バスキアというのは1988年に死んだアメリカの作家で、その人の絵を100億以上で買っています。それでそういう値段が、そうしたらあるかいうふうなことを非常に疑問なわけです。それで、ここにある購入価格というながらあにしても、残念ながらやっぱり評価額と購入額は違うがが多いですよ。それから、もちろん購入価格より高い評価額になっているのも14点あります。それは大事なことですよね、ええ買物をしておるということです。ただ、そういう面を含めて、実際はこういうふうな美術館いうものについては、やっぱり注意する必要があると思うんです。

それから、私がこのときに質問したのは、やっぱり町民の中に非常に疑問を持っていたからです。町民はほとんど行きません。それで、今あこへ美術館ができて、割と人がよう来ています。それはすごくいいことです。それから、風工房にしても、下の道の駅にしても、その来た人らがそこへ寄るいうことで、それはあると思います。それはいいことです。ただ、それは開館当初やいうことで、果たしていつまで続くかという疑問は私はあると思っています。

だから、そういう面で私が思うのは、この美術館造る時、私はこういう造り方はちょっと賛成はしておりませんでした。それで、ある議員が、この美術館の造り方について、庁舎と複合施設にしたほうがよいのかという話を出した議員もおりました。私はそれはすごく大事な意見やって。それで、町民に聞いたら、こんなこと言うた人らもおったっていうて聞いたんです。それは大事やねと言うた人らも中にはおりました。それで、やっぱりそういう面で、早速、意見を聞かんとばんばん造っていったということについて、私はやっぱり疑問を持っておりました。

だから、そういう面でここでやって、私は趣旨が、日本を代表する大学出た人に言われたように、そういう趣旨やいうことやったら水かけ論いうことになるし、それはなかなか難しいんやないかいうことで、議論をいうことはなかなかすべきじゃないと言いますけれども、やっぱりそこはちゃんと私としては考えておくべきやなど。

それから、私がどうしても納得いかないのは、町田さんを冒涇したというふうに言われました。私は町田さんを冒涇した、要するに寄贈されたいうことを言うたいうことについて、それがどういふふうに冒涇になるかいうことを疑問に思っています。

それから、蛇足になりますけれども、私は今の社長になって、町田菊一さんという人も、私は何回か会ったことがあります。話をしたことはないです。ただ、私が親しかった矢井賀のヤマナカさんという方と町田さんというのは同じ年だったと思いますが、そういうことで何回か会ったことがあります。ただ、話をしたことはないです。ただ、今の社長になって、私は2回菱高精機に行きま

した。

それで、1回目には工場長と会って、いろいろ高台移転の問題について話をしました。それから2回目に行ったときは、町田社長がおりまして、ちょうど案内してくれた。そのとき町田社長が言うたのは、議会の中で、ここの問題について関心を持っている人がおりますかいうて、あなたが初めてでしよう言われました。それでそのときに、工場が上ノ加江にあったときです。ずっと町田さんが案内をしてくれました。みんな知っちゃるとおり、この菱高精機というところは地域の雇用とかそういうことのために、ふるさと恩返しということで、町田さんがあそこに造ったわけです。今は大野見のほうへ行きましたけれども。そういう面で、私は高台移転いうて、最初に行ったときは、キトウという工場長と追うて話をして、高台の話をした。キトウさんは、上ノ加江と矢井賀の間にある山、あそこらはどうですかいうことを言うていました。私はそのとき、あそこらは潮風が当たりますけれども、そんな大丈夫ですか言うたら、それは大丈夫ですよ言うていた。

それで、県の南海トラフ地震対策課のやったとき、私は2回目の質問したときは、言うたら、県の南海トラフ地震対策課は、単体では難しいけれども、複合施設でその移動はやったらどうですかいうことでやって、それは一般質問でもやりました。ただ、言うておきますけれども、全く町はそういうことについてやる気はなかったです。

それから、知ってのとおり、大野見に移ってから上ノ加江の人が何人か辞めました。上ノ加江は承知のとおり、今、保育はない、中学校はない、それから小学校ももう何年かになります。やっぱり私は今でも思うています。やっぱりあれは上ノ加江に残いて、山を切るとかどうかというふうなことにすべきやったというふうに思うています。

ただ、そのことについて、私が町田さんに対する冒涇やいうて言われて、私も菱高精機の問題にしる、それから美術館の問題にしる、あの価値ということはいささかも否定するらいうつもりはないです。ただ現実には、あの持っている絵の価値とかいうものについては、やっぱり冷静に見ていく必要はあると思います、それは。それは大事なことです。それで、それは県立美術館でも、あるいは香美郡の美術館でも、こういう評価いうのはやっています。それは全部、メトロポリタンにしる、それからルーブルらあにしても。どうしてかという、保険掛けるのにこんなことが必要なわけです。それで、購入価格いうものと、実際は評価額いうのは違うがが当たり前のことです。だから、ここで恐らく、こういうことを私がやったいうて、このうちの何%が、ここへちゃんとデータも出ています。このことがどうかいうことになりませんが、町長にもう一回聞きます。

私の今までの取組で、どこが町田さんを冒涇したことになるんですか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

先ほどの答弁のとおりであります。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

ちょっと先ほどのとおりとありますけどね、いいですか、美術館の落成か起工式やったか分からんけれども、町田さんは出席をしておりました。そのとき町田さんは2列目でしたよ。それで私の知り合いが、美術館のがやき、町田さんが一番前へ来んのはおかしいということで、その人が言うて、町田さんの席を前に替えたということありました。

それから、あの美術館の落成とか、今度20周年らあでもね、

そういう面で、私は、確かにあの美術館行ったら、菱高精機の機械なんか、発明したということがあるは置いてあります。ただ、果たして。それで、この間の20周年のときらあでも町田さんは下で座っていました。たしかそうやったと思う。そういう面で、町田さんを冒涇いうけれども、美術館とかそんなことで、本当に町田さんのことをちゃんと一目置いた、尊敬したような対応したかどうかということを私は疑問に思っています。それは、町長どうですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

町田社長とは、私、個人的なずつつながりがありますし、先代もいろいろつながりがございまして、そういう中でいろんなお話もしてまいりました。移転についても、議員が高台に早くせんかと、いろんなことを言われましたけれども、私はそのときにご答弁を申し上げたのは、とにかく見てくださいと、後で分かりますと。それだけ真剣に話をして、移転についても事業を進めてまいりました。

それから、20周年に町田さんが前にいらっしゃらないということでもありますけれども、15周年のときにしっかりと表彰させていただいて、町田さんにはそのこともご了解いただいております。それから、20周年のときの序列でありますけれども、これも町田さんとお話をする中でご了解をいただいて、私は最大限、町田社長に対しては尊敬も申し上げておりますし、今までいろいろなご指導も賜ってまいりましたので、これは私と町田社長とのこれまでの関係でございしますので、議員が推測されることとは違うというところでございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

私は、あえてここで水かけ論言いますけれども、落成式か何かの式で席順にしても、私は当町がとても、XXXXXXXXXX町田さん、何で美術館のがやに、こんなところへ座らないかんがというて思いました。だから、それはあなたはよう社長と親しいとか、社長ととかと言いますけれども、それは違うと思いますし、あえてそれは言いませんけれども。

議長（福永守恭議長）

暫時休憩します。

（午前 11 時 34 分）

議長（福永守恭議長）

正場に復します。

（午前 11 時 35 分）

2 番（山本建生議員）

それで、山崎理事長の名前を出さんほうがええという議長の指摘あったので、それは名前は取消しをさせていただきます。

（「山崎理事長のイベントみたいやちゅう、それは取消してもらわないと」の声あり）

2 番（山本建生議員）

山崎理事長の名前を出したということについては取消しをさせていただきます。

（「イベントはええですか」の声あり）

2 番（山本建生議員）

山崎理事長のイベントということについて、そういう発言をしたことについては、全部含めて取消しをさせていただきます。

議長（福永守恭議長）

申出のとおり取消しを許可いたします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

次に移ります。

物価高騰対策についてです。

まちづくり課のほうから、このことについての資料を出していただきました。それで、これは要するに近隣の……

（「議長時計が動きよらん」の声あり）

議長（福永守恭議長）

ちょっとすみません、もとい。

ただいま山本議員から発言の取消しがございましたので、これを認めます。

山本議員。

2 番（山本建生議員）

そうしたら、次の物価高騰対策について質問をします。

このことについては、私は2人の人から電話ありました。それはどういうことかいうたら、ジモッペイでやったら1万円、そうでない人は5,000円と、それはおかしいことやないかいうて。それで、2人の人から電話あった以外に町で何人かの人に言われました、おかしいいうて。それで、これは資料を出していただいたことで、須崎市も、それから梶原町も、津野町も、四万十町も全部最初は一律です。四万十町らはジモッペイはやっていませんけれども。須崎市はジモッペイやりゆうけれども、須崎市は最初は一律全部1万3,000円です。それで、そのうちでジモッペイを使うた人は、地元やったら3割、30%、そうでないところは1割いうふうなことがあるということは私も承知をしております。

それで、まちづくり課長に聞きますけれども、全部の市町村が、例えば同額です、最初。どうして中土佐町はこういうふうにジモッペイを使うた人は1万、そうでない人は5,000円と差をつけたかいうことを説明してください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをさせていただきます。

まず、本事業につきましては、政府の令和7年度補正予算における物価高騰対策事業で実施してございます。目的は、エネルギー、食料品価格等の上昇によって負担感が大きい生活者への生活支援でございました。

実施に当たりましては、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな対応が求められてございましたので、県内自治体におきましては、その自治体内で多くの事業が提案される中、同時に本町におきましては、今、議員のほうからご指摘がありましたけれども、例えば農林水産、福祉分野におけるエネルギー価格高騰への負担軽減事業や、住民の皆様の生活を支える水道基本料金の負担軽減事業、また、今回のデジタル商品券事業など全部で9つの事業メニューを計画し、令和7年度中土佐町一般会計補正予算（第7号）にて議会の皆様に予算可決を賜り、本町に交付される約1億3,700万円を原資に事業を実施しているところでございます。このうち私どもの担当課で計画をしました物価高騰対策のデジタル商品券事業につきましては、先ほど申し上げました1億を超える交付金のうち3,770万円の予算額で実施をさせていただいております。

それで、その差額でございますが、交付金の規定上、個人を対象とした現金給付は原則認められてございませんでした。このため、電子商品券は交付金で賄い、現金分は一般財源を充当

いたしました。この現金給付につきましては5,000円でしたが、総務課の財政係と協議する中、その時点で想定できる財源を、申請されるであろう対象者の皆様の予定者数で割り戻して積算をいたしました。こういった背景がございました。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

山本議員。

2番(山本建生議員)

交付金はそのうがで使うたらいかんいうことですが、そうしたら、例えば須崎市は一緒ですよ。それから梶原町も一緒ですよ。それから、津野町も四万十町も一緒ですよ。そんなところは、要するに一般財源使うても不公平にならんやうないう形でやったわけでしょう。そういうことをやったわけでしょう。現にこれは、あなたが出してくれた資料は全部一緒ですから。

それから、例えば電子とか何とかと言いますけれども、ジモッペイとかいいますけれども、私はジモッペイ使うて、あればITとかいうふうな解釈は納得もせんけれども、おかしいと思うけれども、ただ、いいですか、例えば、まず一つ、もうそれは聞きます。これで、1万円の人の人数、それから5,000円の人の人数がどればあおるかいうこと、それから、その5,000円の人が、例えばマルナカへ買物に行って5,000円の人が半額になりますか、なりませんよ、5,000円の人が。それはどこへ行っても一緒ですよ。だから、そういうことの不公平をつくらんためにいうことで、これで全部ほかの市町村は、四万十町なんか商品券いうて、買物券いうて出しゅうですけども、やっているわけでしょう。中土佐町はどうしてそういうことができんかいうこと。例えば、5,000円いうたら大きいですよ。5,000円って、今の中ではめちゃくちゃ大きいですよ。5,000円分買物しゅうたら、なんだかんだどんどん上がっているき。それで、何でもこういうふうな白状なやり方をしたかいうことです。

それから、実際、中土佐町の場合は本当に高齢者の人が多いと思うけれども、私に言うてきた人はその人でしたよ、私らも今まで税金払うてきちゅうやないかいうて。いいですか、中土佐町で。何でもこうやって年がいて、スマートフォンとか何か、そういうものを持っていないいうてできん形になって、こんなに差をつけられてやらないかんかいうふうに言うたわけです。そのことについて、まちづくり課はどういうまちづくりを、今も言いましたけれども、5,000円の人がマルナカへ買物に行って半額になりませんよ、いいですか。

それから、今度、非課税の人が1万円を低うするいう制度ができるでしょう、やるでしょう、そこへ。ただ、これは税務課長らもよう知っていますけれども、前もそうやったけれども、その非課税の人がジモッペイで1万もろうて、それからその人が、その非課税の1万をもう一回もらえるということらもあるわけですよ。そういうのは残念ながら、制度上はあります。だからこそ、最初の出発点はせめて平等にやって、いいですか、矢井賀にも上ノ加江にも人は住んでいて、その人らもここへ買物に来ゆうわけです。そうしたら、その人らに、それがせめて町として、まちづくりとして町民に対する思いやりでありよね、やることやないかと思うわけです。

それで、私も正直いうて何人にも言われて、おかしいと思うと言いました。だから、そういうことをどうですか、検討してくれませんか、みんな平等になるように。こういう差ができんよう

にできませんか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

まちづくり課長。

まちづくり課長(江崎太市課長)

お答えをさせていただきます。

議員のほうから2点ご質問いただいたと思います。

まず1点目が、デジタル給付金と、それから現金給付に至った人数等の根拠、それから不公平ではないかという点で、その解消に向けた点というふうに認識してございますが、まず1点目のなぜデジタルと現金給付になったのかという根拠でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今回の交付金では現金を個人の皆様に給付するということが制約されてございました。ですので、1億3,700万円の交付金は確かに本町のほうに交付されましたが、それを現金で皆様に給付するというのが原則禁止されていたということが背景にございました。

人数等の根拠でございますが、令和7年12月末時点の住民基本台帳、5,650人でございましたが、うち電子商品券が3,390人、60%程度でございます。現金給付が2,260人、40%というふうに設定をいたしました。このうち現金給付の40%の根拠でございますが、昨年7月から11月まで、既にデジタル商品券の給付事業というふうなものを実施してございましたが、その給付事業につきましては、住民税非課税を除く世帯の皆様、課税世帯の皆様が多かったわけですが、その課税世帯の皆様が、現金を希望された申請者の割合が約20%でございました。今回は全ての住民の皆様が対象ということで、比較的年齢層の高い非課税世帯の皆様も含んでございましたので、前回20%、課税世帯を中心とする皆様でも20%でしたので、今回40%程度の方が現金で申請されるのではないかなというふうな見込みでスタートしたというのが、まずご答弁の一つでございます。

もう一点が、今回、デジタル給付が1万円で現金が5,000円というふうなことで倍の金額でございます。私どもも、額の違いに対して住民の皆様が不公平感を抱いておるとするのは重々理解をしておるところでございます。

その上で、今回の給付額の差は、私ども町の裁量ではなく、国の交付金制度の仕組みによって必然的に生じたものでございます。電子商品券は交付金を充当できる一方、現金給付は一般財源で賄う必要がございましたので、財源規模の違いが給付額の差として表れたものでございましたので、住民の皆様を差別的に扱うような、そういった意図があったものでは一切ございません。

それで、交付金何度もご答弁申し上げておりましたけれども、今回、国からの交付金というのが現金が原則禁止ということでございましたので、では、電子商品券を利用できない方にも確実に支援をお届けしたい、そういった思いがございましたので、町独自の財源で現金給付、できる範囲の財源で現金給付を追加したということでございましたので、むしろデジタル給付だけで終わらせることなく、現金を希望される方にも、金額の差はございましたけれども、給付をお届けしたいというふうなところで、そういった点から、公平性を確保するための措置というふうに考えて取り組んできた事業であることをご理解いただけないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

課長は現金、現金いうことにこだわっていますけれども、例えば四万十町は買物券ですよ。ほかの市町村でも、たしかそういう形でやっているはずですよ。だから、現金を渡さなくても、買物券でやるとかいう方法はあるわけでしょう。そうしたら、何で、四万十町にしる、津野町にしる、須崎市にしる、梶原町、全部同じ額ですよ。要するにここらは、例えば買物券なんかでやっているということは、禁止されていることをやりゆうということですか、そうじゃないでしょう。買物券とかいろいろやっていうことで、不公平にならんいう形で、それが今自治体の工夫で、こういうふうな工夫をしているわけでしょう。そうしたら、中土佐町においても、今言うたようにやっぱり。

それから、課長が言うた2, 260で40%、5, 000円の人が。それから1万の人が3, 390、60%と言いましたけれども、そうしたら、この人らはほとんど高齢者の人が多いと思うし、こういうスマートフォンとかそんなの持っていない人らが多いわけでしょう。その人らも買物に行くわけですよ。例えば須崎へ行ったり、安いところがあるので須崎へ買いに行ったりとかいうことができるわけやないがでしょう。中土佐町で買うしかない、マルナカで買うしかないいうふうなことで、その人らはこの町で暮らしていきゆうわけでしょう。そうしたら、どうしてそういう事人に対して、例えば買物券でもいいですよ。現金やなかったら買物券なんかやったらいいですよ。そういうことがどうしてできんがですか。まちづくり課の在り方がどうですか。

道の駅はなんでしょう。指定管理料とテナントを入れて、毎年2, 000万のお金をつぎ込んでいるわけでしょう。それで去年は、この間の課長の話でも、それで2, 000万つぎ込んで、5万6, 000円ぐらいの黒字になったという話をしていたわけでしょう。

だから、そういうもんらもいろいろあって、町民は物すごく矛盾に感じることもあるわけです。そやからこそ、ほかの市町村では現実にこれを見たら、ここに課長がこれ出いたが嘘やないでしょう、これは。ほかの市町村は、課長にもらいましたけれども、これは。ほかの市町村平等ですよ。聞いてみたら分かりますけれども。どうして中土佐町は最初から5, 000円の差をつけて、特に貧しい、弱い立場の老人なんかがおるのにそういうことをやったかいうこと。だから、そういうことを是正すべきやと私は思います。改めるべきです。どういうまちづくりをするかいうがで、要するに、そういう貧しい弱い人は5, 000円で辛抱してもろうて、そうやない、スマートフォンら持ちゆう人は1万円でいうふうなことをやるわけですか。

それで、これはまだあるわけですよ。ジモッペイ使うてやった人は買物らしたら、いろいろまいことやったら1万5, 000点のプラスがつくわけですよ。それで、2万5, 000円いうことになるわけですよ、買物の工夫によっては。やっぱりそういうこと。

それから、実際言よったけどよね9月までですよ、あのポイントのがらあについても。それらについても知らん人らもおるわけ。そういうのはもうちょっと周知する必要があると思うので。ただ、こういうふうな不公平なことが中土佐町では横行しゆうわけですよ。まちづくり課、まち

づくり課いうて、分かるよ。それは課長が一生懸命やりゆうことは私もよう知っています。一生懸命やってやりゆう。ほんだら、こういう、せめて現金がいかんやったら買物券にするとかいうことは、ほかの市町村でもやりゆうがですき、それをやって、こういう、もうほんまに何回も言いますけれども、5,000円いうたら太いですよ。中土佐町、マルナカ行ってみてください。あつという間に5,000円なんて値段になる。みんなが言う。何もかにも上がってもう大変やいうて。それで買うものを、今まで高いもの買いよったけれども、今度はちょっと控えるいう話らしゆう。だから、そういうことについて検討をして、これを是正するということは、現金、現金こだわる必要はないですよ。それはできるんじゃないですか。それは聞かせてください。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

まちづくり課長。

まちづくり課長(江崎太市課長)

お答えをいたします。

今後とも住民の皆様のご意見をしっかりとお伺いしながら、事業のほうには取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

山本議員。

2番(山本建生議員)

課長だけの責任やないと思います。課長も一生懸命やりゆうがはよう私も分かっています。ただ、こういう不満は、聞いてみてください。こじゃんとあります、おかしいと。須崎の人にも言われました。うちはジモッペイ使うたら1万で、そうやない人は5,000円でと言うたら、ええいうて言いました、須崎の人が。それで、やっぱりそういうことは、中土佐町がいろんなことをやって、カツオの町も日本一、いろんなことで全国的にも有名にもなっています。そうしたら、それに恥じないようなためにも、今課長が言うたように、ほんまに不満がこじゃんとありますよ。だから、その是正をする、買物券でもいいです。

それから、これも関連して言いますけれども、ある人なんかは、子供さんがおって、老人の人、私らはスマートフォンなんて使わんけれども、子供のがへ入れて、それを使うてやっていますね。だから、そういうことができる人とできん人とあるわけです。その人らはできるでしょう。一昔のおじいさん、おばあさんならそんなことはできんわけですよ。それから、その人らは、この間も言ったように、雨の日でも手押し車ついてマルナカへ買いに行つて、火曜市いうたら火曜日は安いわけです。今、火曜市いうたらこじゃんと人が来ます。私もしょっちゅう行きます。それで、そうやって工夫しながら、この中土佐という町で暮らしていくために、みんな苦労しゆうわけです。いいですか。それは課長もよう分かちゅうと思う。いいですか。上ノ加江でも矢井賀の人

らでも、そうやって苦労しゅうわけですよ。そうしたら、こういう差がついたということがおかしいゆうことは、聞いてみてください、こじゃんとあります。

だから、今言うたようにぜひ検討をしてください。検討はして、その差を埋めるようなやり方があるかないかいうことを検討してやってもらいたいと思いますが、どうですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えいたします。

議員のおっしゃることも本当にごもつともでございますので、なお、今回のデジタル商品券につきましては9月の末まで期間がございます。9月の末というふうに設定したことは、今回の国から交付金が入ってきた背景が、やはり物価高騰等に非常に苦しむ皆様の生活負担感を少しでも軽くするということでしたので、迅速に一次消費から二次消費、三次消費につなげるために期間を設定して、9月30日までというふうにやらせていただいた背景もございました。

この間、まだ期間がございますので、皆様のほうから使い勝手、そういったふうなご意見も賜りながら、議員がおっしゃいますとおりでございますので、今後とも住民の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、事業のほうには取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2番（山本建生議員）

そうやって、課長も立場上、非常に苦しいところで困っちゃうと思うけれども、ぜひそういうことはやってもらいたいということを要望しておきます。

それから、最後に水道管ですね。

この数字が正しいかどうか分かりませんが、5割前後が老朽化しておって改修せないかんという話を聞きました。それで、ある人は電話かかってきて、私に言いました。改修するがやったらよね、地元の水道業者に何かそれをやらせてもらうことはできんかよというて、それは俺も考えちゃうと。それで、この間、久礼小学校の卒業式行ったときは行ったら、ある水道業者の人と話をしました。そうしたら、水道業者の人も言うていました。ほかの市町村ではやりゅうけれども、うちだけやね、あんなやってくれんがは。それで、細かい、例えば5,000万ばやったらそれを分けて、割高になるけれども、地元の業者らに受けてもらうような工夫、そういうことをできんかいうことよね。

それから、今うちは何業者が地元水道業者があります。それで、その人らが今どういう実態で仕事しゅうかいうことを把握されているかどうかということですね。私も地域の2つの水利組合

の世話役をやっています。そうしたら、水道はやって割れたじゃ何でといったとき、言うたらすぐに来てくれます。地元の業者が。おらんだったら大ごとです。もう須崎から来てもらわないかんじゃなんじゃいうでなるように。それで、地元のそういうことは、私らでもそうやけれども、今、老人で独り暮らしいう人らは、何かあった場合はそういう水道業者の人に来てもらって、やってもらわないかんがですよ。それで、前も話を聞きよったら、事業者の人もなかなか仕事のうて大変をしよります。その点はどうか、課長、聞かせてください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町民環境課長。

町民環境課長（下元満課長）

ご答弁させていただきます。

公共工事の発注におきましては、関係法令に基づき公平性、透明性及び経済性の確保が厳格に求められております。したがって、特定の業者への発注を目的とした工事内容の意図的な変更とか調整とかいうのは、入札の公正性を損なうおそれがあることから行うことはできかねると考えております。

一方で、議員もおっしゃられました町内の水道事業者の実態把握についてでございますが、一定以上の受注機会がないと担い手の確保も難しいなど、経営環境が極めて厳しい状況にあるということとは十分に認識しておるところでございます。

水道事業におきましては、突発的な漏水事故への対応など、一刻を争う緊急時の即応体制というのは不可欠でございますし、こうした有事の際に、地域に密着し、即座に対応していただける地元事業者の存在というのは、本町の安全・安心な水道供給体制を維持・継続していく上で必要不可欠な存在であるというふうに認識しております。

そのため、発注規模や工種等の観点から、地元事業者が施工可能な工事につきましては、地域の防災力・即応力の維持並びに地元企業保護・育成の観点から、今後とも関係法令の範囲内において、可能な限り地元事業者を優先した発注に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

山本議員。

2 番（山本建生議員）

これは水道の工事に限りませんけれども、前は公営住宅の改修のがで言いましたよね。例えば一発でやったら大きな金額になって、要するに金額的に割安になるけれども、業者のほうから、もっと分けてみんなが受けられるようにしてくれという要望があって、それで、たしか総務課のほうでそういうような対応をしてくれました。それは、中土佐町で暮らしゆう人が何か困ったとき

に、家の改修、水道の改修、須崎へ言うていくか、高知から来てもらうかということしたらお金も違います。だから、大方なんかでは、そういう大工さんなんかも、黒潮町の中では調査して、実際そういう耐震らしいのがもできたけれども、不公平にならんようにして、地元の業者を育成するというふうなことも分かっています。

それで、町民環境課長は水道の担当もやったし、よう分かちゅうと思います。ぜひ今言うたように、それは事業者の要望もあるし、それから町民にもうんと関係があることです。だから、大きい5, 000万の事業やったら、それを例えば2, 000万ばあに分けて、多少高うなっても、地元の業者が請けられるようにしてやって、地元の業者を育成をする。それで、町民が何かあったとき、すぐ地元の人に言うというふうなことを。

知っていますか、今、須崎の四国電力らがのうなつたがで、試しに電力の入れたりつけたりはどうする、せないかんがいうたら、ほとんど高知とか高松につながるわけ。もうそれはかけよつたらいらいらするほど待たないかん、自動音声とか何とかいうて。それで、私は数日前やりゆうきに、私にやってくれいうて私はようやりますけれども、本当に、そんなもの年寄りがやったらいうたら大ごとですよ。ナンバーを何番を押してください、何とかかんとかいうたら、もう一回やったいうて、ちょっと待ってくださいいうて何やらでつながりますからいうて。そんなのばかりですよ。だから、そういう人らは中土佐町でまだ暮らしゆうわけですき、課長は水道の担当もやって、よう状態も分かちゅうし、そういう面で、今言うたように、水道の関係やったら分けて、地元業者が請けられるようにいうことで、最後にその返答を聞かせてください。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

町民環境課長。

町民環境課長(下元満課長)

議員が先ほどおっしゃられたことは十分に理解をしておりますので、今後ですね、発注に際しましては、十分に関係法令と整合性を持たせた上で、予算の執行に関しましてもご理解をいただいた上でというところで考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

山本議員。

2番(山本建生議員)

終わります。

議長(福永守恭議長)

これで山本議員の質問を終わります。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

(午後 0時08分)

議長（福永守恭議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 1 0 分）

議長（福永守恭議長）

1 1 番、金子裕之議員の発言を許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

1 1 番（金子裕之議員）

金子でございます。一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、町道清水川線について伺いをいたします。

清水川線については、令和 3 年度、道路改良測量設計がなされ、道路の拡張に向けての計画をしておりました。しかし、令和 4 年 7 月の台風 4 号の大雨によって、断面阻害による水位差が発生し、清水川上流域、これは町なかになりますけれども、での越水、これは氾濫の危険性があるということで、修正設計になっております。

計画から約 5 年が経過しておりますけれども、現在の進捗状況はどうなっておりますか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

お答えいたします。

町道清水川線の改良工事の進捗状況ということですが、先ほど金子議員が申されたこととちょっと重複いたしますけれども、整理をさせていただきたいと思います。

こちらの清水川線につきましては、議員が先ほどおっしゃいましたように、令和 3 年度に道路改良測量設計の業務を実施をいたしております。久礼の排水ポンプ場より約 6 0 m ほど上流の町道札場カナヤ線、双名園のほうへ抜ける道ですね、その交差点から約 1 0 0 m 上流区間の幅員が狭くなっている箇所におきまして、清水川の水路の断面の外を利用した拡幅計画を作成いたしております。

しかしながら、令和 4 年の 7 月の台風 4 号による豪雨時に久礼の排水ポンプ場が起動しているにもかかわらず、先ほども議員もおっしゃいました清水川の流れが流れに悪影響を及ぼしている水路の変形箇所の影響によりまして、河川内に水位の高低差が発生をいたしまして、下流部は水位が下がっておるにもかかわらず、上流部で水位が下がりず氾濫の危険が生じたというような事象が確認されましたため、令和 5 年度に道路改良工事の修正設計を実施をいたしました。さらにその翌年、令和 6 年度に水路の断面を阻害していた箇所を解消する道路改良工事を実施いたして

おります。

ただ、この道路拡幅工事に取りかかる前に、今回水路断面の阻害箇所を解消したその効果が本当に発揮されているかというのを確認する必要がございましたので、ポンプ起動時に河川内の水位差の発生が実際に解消をされたかということが令和7年度にはポンプが起動するような降雨がございましたため、それが確認することができておりませんでした。

ただ、去る6月2日の台風6号の豪雨によりまして、ポンプが起動いたしましたので、その際に該当箇所の水位差の発生が解消されたことが確認することができました。この水位差の解消の確認ができましたことで、建設課としても道路改良に向けた動きが今後、進めていける状況になったというふうに考えております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

金子議員。

11番(金子裕之議員)

この清水川の工事に関しては、令和3年の12月と令和4年の12月に下元道夫議員がこの一般質問で取り上げております。両方の建設課の答弁では、住民説明会を開いて工事内容の説明をして、ご理解をいただいた後に工事に取りかかるというふうに答弁をされておりますけれども、この住民説明会は行って、どういった意見があったのか。どういった要望があったのかを教えてください。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

建設課長。

建設課長(小松賢介課長)

お答えいたします。

これまで道路改良につきましての住民説明会のほうはまだ現在、現時点では実施はできておりません。ただ、近隣住民の方々からは道幅が狭いために車同士、いや車と自転車等の行き違いができず、日常生活には支障があるということや緊急車両の進入に支障があるというようなご意見はいただいております。それに伴います道路拡幅に関するご要望というのはお伺いしております。

一方で、道路拡幅を伴う改良工事につきましては、工事期間中の振動や騒音、また通行制限がどうしても必要になりますので、そういったことを理由とした消極的なご意見というものも伺っております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

ここの清水川線ですが、ここの計画から約5年が経過している中で、この一般質問でも住民説明会を開いてということで、住民のほうもそういったことでいろんな今、断面阻害によることとかの理由があるのは分かっておりますけれども、やはりそういったことも含めて説明会を開いて、住民の意見、こういったことで遅れておりますという説明は必要だったんじゃないかというふうに思っております。

先ほど課長の答弁でもありました6月2日の台風のことですが、確かに私もポンプ場のほうに行っておりまして、断面阻害によるというのが、下をのぞいたわけではないんですが、順調に排水はされておりました。ポンプが起動したのは自動で入ったと思うんですが、7時半ぐらいだったと思います。そこで、8時から8時ぐらいにちょうど満潮を迎えましたので、ポンプが動き出してからは海水も含めて吸い上げておりました。内港側の水門も閉めたら、きっちり町内のほうの雨水というのも排水、清水川のほうの水はかなり引けてきたんじゃないかなというふうに思います。ただ、12時ぐらいまではポンプが回っている状態だったというふうに確認をしておりますが、この清水川の道路というのが、この清水川線に関しては3つの役割と課題というのがあると思います。

先ほど言いました1つ目の課題というのが、この下を流れる清水川であると思っています。この清水川は下水道としての役割というのがありまして、この久礼の町内の雨水というのがここに集中をしております。この地域は、台風や大雨というので、清水川が越水するというので、たびたび床下浸水などの被害を受けております。清水川のところに土のうステーションを今、設置をしておりますけれども、こういったところで再々、床下浸水、水が入ってくるというそういったことを防ぐために、住民自ら土のうを設置できるように、土のうステーションを設置をしているということになります。

町長の行政報告でもありましたけれども、台風の6号の被害、これ予想ではそんなに大した被害はないんじゃないかなというような雰囲気でありましたけれども、思ったより北側を通過したということで、雨も風もと、特に吹き返しの12時以降の風というのは結構強かったんじゃないかというふうに思いますが、住民の皆さんもちょっと大した被害ではないんじゃないかということで、その日は家の前に土のうを積んでいるというところはなかったんです。

清水川の排水という対策、これが一つの1点目の課題であるというふうに思っていますが、2つ目というのがあそこは避難道としての役割というのもあるかと思います。この地域の人というのは、南海トラフや地震、津波が発生した場合は久礼小学校へ逃げるとというのが考えられますけれども、せっかく西岡酒造の前は道路拡張をしているわけです。にもかかわらず、あの清水川線、今ブロック塀の家もまだあります。そして、木が植わっていて、そういったところで道幅が狭くなっているところはやっぱり軽四でもぎりぎりだということもございます。せっかく家を出て、逃げて、小学校へ向かっているところで、そこで行き止まりになったらまた新しい別のルートを探す。そういったことで逃げ遅れるという可能性もございます。そういった意味で、避難道としての役割というのがこの清水川線も大事になってきます。

そして、まず最後の3つ目ですが、生活道としての役割であります。この地域も高齢者が多く

なってきました。朝とか夕方にはデイスサービスの車などが送迎としてあそこによく止まっています。また、救急車がそのまま通り抜けはできません。あその道は家の前までもし救急車が行ったとしても、Ｕターンせざるを得ないような状態であります。

そういった意味で、この３点がやはりその清水川線の課題であるというふうに思っておりますので、この毎年毎年この梅雨時期であったり、台風シーズンで雨の心配、いざという時の心配であったり、ふだんの生活に対しての心配であるということで、迅速な対応が必要であると思っておりますけれども、建設課の考えを教えてください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

お答えいたします。

議員が先ほど３点心配事があるというふうにおっしゃられましたが、まさに我々もそれは認識しておるところでございます。

そこで、現在計画している改良工事につきましては、隣接する清水川と先ほど議員もおっしゃいました雨水公共下水道との関係性が非常に高いため、現在、総務課のほうで内水ハザードマップというのを作成をいたしております。そのハザードマップが公表された後に住民説明会のほうを開催して、皆様のご同意をいただけましたら進めていきたいと考えておりますが、先ほどもちょっと申しましたが、その工事による騒音であるとか、振動、通行制限について工事の場所がどうしても住宅地と非常に近接しているがゆえに避けられないご迷惑というものがございしますので、近隣住民の皆様のご同意が得られることが大前提として改良工事に進んでまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

１１番（金子裕之議員）

いろいろ説明いただきましたが、実際いつから始めるのか。そういったことが分かっているかをお願いします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

先ほど申しました内水ハザードマップ、これが今年度末までに完成というふうにお伺いしておりますので、それが公表された後に住民説明会の段取りをしたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

今までその計画から5年もたっております。ここ最近、この二、三年大きな災害というのはなかったわけですが、今年は春先、よくしいの実が、しいの花が多く咲くときは台風が来るというふうに言い伝えみたいな感じで言われておりますけれども、今年はしいの花がたくさん咲いておりました。今年6月には早台風が接近しておりますので、今年はその台風というのが多いんではないかというふうなことも思っているところであります。

住民の皆さんというのは、本当に毎年毎年不安な状態でその地域で生活をしている状態になっておりますので、これ今年中に、年度中に作成をして、説明会をして、何ぼ早くても来年、再来年という完成になるんじゃないかなというふうに思います。

住民の安心・安全というところで、ためにも早く工事のほうに取りかかっていたきたいというふうに思いますが、町長その件に関しまして、何かご指示できるのであればお願いします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

建設課においては、町内の各道路、そういったものの改良計画について、ある程度計画的に財政とも相談しながらやっておるわけでございます。

今、ご指摘の箇所につきましては、もうこれは旧中土佐町長時代からずっと懸案事項として残ってきた場所でございます。先ほど課長のほうよりご答弁申し上げましたが、なかなかそれぞれの利害が絡んだりとか、過去にはいろんな問題もございましたが、一定そういったところについては、今後クリアできるんじゃないかなと思っております。

それから、財政規律についても財政シミュレーションを中期のやつをつくっておるわけでございますけれども、一定来年度ぐらいまでがピークなんで、そこからまただんだん緩やかに、楽になっていく状況にもなりますので、先ほど申し上げたように、このハザードマップの完成をもって皆さんにしっかりとご説明をして、様々なご意見も踏まえてなるべく早く取りかかりたいと思います。

ただ、1年や2年という単位では厳しいんじゃないかと今、思っております。やっぱり生活道でもありますし、そういったところとの、どう言いますか住民の皆さんのご意見を伺う中での進

捗を図らなければならないということがございますので、慎重に進めるということとある程度の工事の規模になってまいりますので、予算等も含めて、これは早期にやっていくということを今、申し上げたいと思いますが、まず今年度、ハザードマップ、来年度はそういったところに設計も含めて取りかかっていく、そういう段取りにしていきたいと思いますと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

（「議長、暫時休憩。訂正。すみません」の声あり）

議長（福永守恭議長）

暫時休憩します。

（午後 1 時 1 7 分）

議長（福永守恭議長）

正場に復します。

（午後 1 時 1 7 分）

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

大変失礼しました。私のちょっと認識違いがございまして、実は設計についてはもう仕上がっているという今、建設課長のほうからの話がございましたので、このことをできるだけ早く進めるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11 番（金子裕之議員）

まず、その住民説明会を開いて、住民のご理解を得ていただいて、迅速な工事に取りかかっていただきたいというふうに思っております。

先ほど町長の答弁でも、また財政の話もございましたが、続いて火葬場の老朽化についての質問をさせていただきます。

中土佐町の斎場、火葬場でございますが、これ昭和 61 年から使用をされて約 40 年が経過しております。途中、平成 19 年に大規模改修を行っておりますけれども、毎年何十万円とか、

約1,000万円弱とかいう年もありますけれども、何かしらの改修工事が行われております。

今年の新年度予算にも火葬場の予算が計上されておりました。更新工事ということでなっておりますけれども、こちらはこういった工事になりますでしょうか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

町民環境課長。

町民環境課長(下元満課長)

今年度の更新工事についてお答えしたいと思います。

今年度予算計上しております更新工事につきましては、火葬用燃料油供給装置、いわゆるオイルポンプユニットの更新工事となっております。

具体的に申しますと、火葬炉内の燃焼装置に安定して燃料を供給するための不可欠なシステムというふうになっておりまして、故障した場合は燃料供給に不具合が生じ、最悪の場合、火葬が不能となるような部分になっております。耐用年数が20年とされておりますが、すでに超過をしております、今回安定した火葬の継続のために更新工事をするものとなっております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

金子議員。

11番(金子裕之議員)

今年の工事に関しましては、その燃料タンク、また配管というところの工事ということで、300万円ぐらいでしたか。350万円ぐらいの工事ということでなっておりますけれども、多いのがやはり金額が多いのが空調設備であったり、あと火葬炉自体の釜の工事といいますか、そうすると結構1,000万円近くなったりという工事があります。

全体的にこの40年が建物も含めてですが、経過をしておる中で、高知県では広域火葬計画というものがございます。この計画というのは災害時、特に多くの死者といいますか、そういった方が出るような大規模な災害において、県内外にある火葬場を広域的に使用する計画となっておりますけれども、この計画にはこの中土佐町の斎場も含まれておりますが、この斎場に対する位置づけ、この計画に対する位置づけというものはどうなっておりますか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

町民環境課長。

町民環境課長(下元満課長)

広域火葬計画についてお答えしたいと思います。

先ほど議員のほうからもご説明のほうありましたが、高知県広域火葬計画は、南海トラフ地震等の大規模な自然災害や感染症の流行によりまして、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力のみではご遺体の火葬を行うことが不可能な状態となった場合に備えて、県内外の火葬場を活用して広域的に火葬が実施できるよう策定をされたものとなっております。

中土佐町としましては、広域火葬応援要請に対しまして、施設が受入れ可能であれば受入れ計画を作成します。火葬場が災害等により損傷しておる場合、受入れができない場合は、死亡者数を把握した上で、県の応援要請を受諾した火葬場との調整を行うこととなっております。

中土佐斎場の位置づけとしましては、さきに述べました応援要請に対して県と連携しながら広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応していくということになっております。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

先ほど答弁いただいた広域火葬計画ですけれども、うちの町の火葬場というのは、浸水地域外になっております。津波による被害というのではないかもしれませんが、地震による被害というものはある可能性が高いことになっています。築40年の建物でありますので、建物が使えない、そこまで行けないとかいうような可能性もございます。

高知県には14の斎場というのがありまして、市町村単独で中土佐町もそうですが、市町村単独で火葬場を持っているところは8つ、8ですね。隣の市町村とかと組合をつくって共同で運営している斎場は6つ、6です。斎場を持っていない、また組合にも属さないというところは6つ、6か所です。となっております。

近隣で言えば梶原町、ここは斎場持っていないんですが、愛媛県のほうに行かれる方が多いということで、その補助金を出しています。2万円やったと思いますが、この補助を出しております。中土佐町でも大野見の方、これは昔からのあれがあるんですが、四万十町で葬儀をやられて、そのまま四万十町で火葬をされるという方も多いように思います。隣の須崎市では今まで須崎市と津野町で運営しておりましたけれども、今年の4月から土佐市が加わりました。3市町で運営をこの4月から行うということで、中土佐町の斎場の現在の火葬実績というのは、年間130件か150件ぐらいというので推移しております。

最近では町外からの受入れというのは、もう増加をしております。須崎市の斎場というのは、釜が火葬炉と言いますけれども、これが4つ、4基ありますけれども、この土佐市が加わったことで須崎市の斎場の受入れができない、いっぱいになるとかそういったことが考えられます。そうすると、うちの町ということで受入れをしなくてはいけないという可能性も出てきます。そういった場合の対応、町外からの受入れが増えた場合の対応、また、町外の受入れと町内の方との料金というのは違います。各火葬場によってというか、町内、市内とかあるんですが、受入れの金額というのは差があります。特に町外というものの差もありますので、そういった料金の見直しなど含めた対応策というのはありますでしょうか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

町民環境課長。

町民環境課長（下元満課長）

お答えしたいと思います。

中土佐町斎場におきましては、一日の火葬件数は2体までとなっておりますが、予約状況により受入れが可能であれば町内外を問わずに、現在も受入れを行っております。昨年度の火葬場使用実績で申しますと、約1割が町外からの火葬依頼となっておりますので、今後も可能な範囲でそちらのほうは対応してまいりたいというふうに考えております。

料金につきましては、町内が4万円、それから町外が6万円ということで、金額も差を設けております。これに関しては、今後の火葬場の改修等を含め料金のほうは検討していかなきやならんと思いますけれども、今のところは変える予定はございませんが、はい。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

先ほどの火葬の料金の件ですが、中土佐町は今、答弁もいただきましたけれども、町内が4万円、町外が6万円ということで、お隣の須崎市になりますと、町内、市内という形にもなっていますが、5万円、町外になると7万5,000円という形になっております。隣の四万十町になりますけれども、町内は3万円、町外は6万円というふうな設定になっておるみたいであります。

こういった計画も含めてですが、町外からの受入れ、うちの火葬場は1日が2体までというふうなことでルールがあると思いますけれども、近隣の市町村がそういった形で土佐市なんかは須崎に入ってですね、そういった流れになってくる可能性もございます。

午前中の質問でも水道管の話がございましたけれども、多くの自治体のこういったライフラインといいますか物、つくったものが、昭和の時代につくられたものが多くなってまいりました。学校などは長寿命化ということで計画的に改修をしておりますけれども、今後火葬場も含めて多くの修繕費がかかってまいります。広域火葬計画というものもある中で、今後この中土佐町の斎場をどうしていくのかという問題があらうかと思いますが、先ほど町長も財政の話もございましたけれども、今後、この中土佐町の斎場をどうしていくのかという考えが町長からありましたらお願いいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

建物本体の耐用年数の話でございますけれども、ざっくり申し上げて50年、半世紀であります。ということは、40年経過するわけであって10年どうするかということを考えなければなりません。今あの立地しておる場所について、1つ問題があるのが水道が引けていないというのがございます。今までいろんなご要望もありますし、手前に立地する企業からも町の水道をこちらのほうまで引っ張ってほしいという話もありました。そういったこともありますけれども、なかなか水道特会の中で布設していくというのが現在のところ厳しいということで、そのままになっておりますけれども、実際火葬場の更新ということになりますと、当然、下流域の住民の皆さんのご意向もあります。現在の火葬場を建設するときにもかなりいろいろな問題が出て、かんかんがくがくの特に地元の道の川地区の皆さんのお話もありました。そうやって建設されておりますけれども、実際には営業しをもって、稼働させをもって同時進行でつくるというのはなかなか厳しいと思うわけでございます。

そこで、先ほどの須崎斎場の話でございますけれども、須崎斎場のほうもそれなりに経年劣化もございますし、また広域化という面で更新をかけなければならないと、そういうような時期にも来ておるようにも伺っております。これまで高幡広域の事務組合の中でありましたけれども、今度単独になってまいりましたので、そういったところに本町も加わるということも選択肢の一つではないかと思えます。

あと、火葬場とは全く関係ないんですけれども、広域行政の中で申し上げますと、高幡東部清掃組合の塵芥のRDFでやっておりますが、大規模改修したんですけれども、そちらの部分ときららというし尿処理場、これはまだ新しいんですけれども、次の更新ということを見据えながら、なかなか一朝一夕に片づくものではございません。長い議論と、また大きな金額を必要としますので、本町は今後、考えていかなければならないことは令和18年と、そういう時期に、今から10年後ですね、に向けてこの高幡東部清掃組合の問題もございますし、今、ご質問の火葬場の問題もございます。そういったことを総合的に判断をしながら、町民の皆様にご迷惑のかからないような事業計画を立てなければならないと考えております。

当然、清掃組合のことについては、所管課が町民環境課になりますので、同じく町民環境課の作業になりますけれども、私も組合長という立場もございますし、しっかりと今後の指針を固めてまいりたいと思いますので、また議員各位の今後ともご指導よろしくをお願いをしたいと思いますし、町内全体の意見も集約しながら慎重に進めてまいりたいと、このように考えております。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

この火葬場の問題、町長も言われましたけれども、いろいろな問題もあり、長い議論が必要だということも言われました。

今、４０年たって、耐久年数５０年だからあと１０年、この１０年あつという間に多分、来ると思います。町長のこの任期中にある程度めどを立てておかないと、この議論はまたぎりぎりになって、ああじゃない、こうじゃないと。まず建て替えるにしても、今の現地、現場で建て替えるにしても１年、２年建て替えるにはかかると思います。その間、須崎であつたり四万十町であつたりという火葬場を使わせていただくとか、そういう許可も得ないといけない。まず、別の場所にまた移すということになると、またいろんな問題が発生する。そういったことを考えますと、本当に今からでもそういった議論をしていかないと、本当にあつという間の１０年ということになってよいかなと思いますので、そういったことも、ごみの処理場のこともあるとは思いますが、両方一緒に先のことを考えて、ある程度のめどは立てていただきたいなというふうに思っております。

続いての質問にいきます。

中土佐町の公式LINEについて質問をさせていただきます。

今、中土佐町では公式LINEを運用をしておりますけれども、この目的と、また現在の登録者数というのは何名であるか教えてください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

町の公式LINEにつきましては、その目的といたしましては、常会がなくなったことを受けて町からの回覧であつたり、広報の入手ができなくなった方やそもそも常会に加入されていない住民の皆様に対し、回覧情報を届ける手段として運用を開始いたしました。町内外を問わず誰でも登録できますので、登録さえしていただければ手元に届くまでにタイムラグの生じることの多かった回覧情報を早期に入手できるようになっております。

運用について具体的に申しますと、公式LINEの運用に併せまして、それまで掲載をしていなかった回覧情報を町のホームページに掲載し、その情報をLINEで通知する仕組みとなっております。また、職員採用試験であつたり選挙の案内といった情報も通知いたしまして、住民の皆様が情報をより早く受け取ることができるようになっております。

そこで、登録者数ということでございますが、運用を開始いたしました２０２４年４月１日以降、毎年約１００人のペースで登録者は増加しており、本年６月１日の時点では２７４名の方に登録をいただいております。周知方法といたしましては、広報誌の表紙にQRコードを掲載するだけではなく、回覧情報を希望される方々からのお問い合わせに対しましては、友達登録の方法を説明したり、積極的に登録を促す対応も行っております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

この自治体の公式LINEというのは、全国で1,537の自治体が運用しております。高知県でも24の自治体が公式LINEを持っております。このLINEの特徴といたしましては、10代、携帯電話を持っている方から、50代、私たちぐらいの年代の約90%が利用しているというふうなデータがあります。

その中で、LINEが送られてきて、すぐ見るという人の割合、これは約2割。20%、2時間から6時間後以内に、2時間から6時間以内に見る人という割合は50%。その日のうちに見るという方は80%というデータがあります。

現在、災害で避難するときでも財布より携帯を持って逃げるといような中で、中土佐町の公式LINE、これ今まで私も登録していますけれども、ほとんどが回覧板の情報だったわけです。大体15日、25日とかに回覧情報が送られてくると。開いて見てくださいよというような形で送られてきます。

この質問、私はこの公式LINEの質問をするというふうに通告をいたしましたら、昨日子供の応援助成金のお知らせがLINEのほうに送られてきました。たまたまであろうとは思いますが、行政の発信というのは行政からの情報発信というのは、回覧板であったり、広報紙、防災無線というのがあるわけですが、個人に直接このプッシュ型で送れるツールとしては、もっと活用すべきではないかというふうに思っています。

防災と絡めて、この6月2日の台風のと、避難所を開設しましたということが防災無線で流れました。これ、お昼、2時ぐらいだったと思いますが、防災無線で2時ぐらいに情報を流しても、家にいない、仕事に行っている方がほとんどであります。その防災無線を聞く方というのは少ないわけです。やはり防災無線とこのLINEを一緒にして送れば、今、外におっても職場におってもうちの町は大変になっているとか、そういうことも分かるわけですし、避難所は開設しましたよということも分かるわけです。自宅に高齢者がおっても、そこに直接連絡したりとか、外におっても家族の心配もできるわけです。

そういった意味で、防災と絡めたらそういったことも可能だというふうに思っておりますし、住民がそういった情報を得るためにはホームページであったりとか、そういったものを自らが何かをして、行動して情報を得ないといけない。ただ、LINEの場合は行政から送られてくるわけですから、必要なところを自分で開いたらいいということになってきますので、行政のサービスとして、住民の安心・安全を、多分そういうのであればそういったことも必要ではないかというふうに思っております。

また、3月の議会でも選挙の開票なんかを防災無線でやってくださいというような意見もありました。時間が遅くなったら防災無線もなかなか無理ですというような答弁もあったんですが、LINEで送ればいいだけの話になってきます。必要な人が見たらいいだけで、やり方というのはいろいろあると思うんですが、またこれは後から言いますが、今、答弁でも言われましたように、この常会とかの解散とか常会に入っていない方を対象にまずして、そういった情報を正確に送るということで、この公式LINEというのが運用を始めたということですが、この274名の登録者数ですが、常会に入っていない方の数と登録者数、この割合というか、どういったことを考えられています。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

常会へ入っていない方とLINEの登録者の因果関係になりますが、それについてはどうしても登録されている方がどなたかということが判明することはなかなかできませんので、どういう状態かということであれば分からないという回答になろうかと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

私たちも議員でこういった一般質問、議会だより等に出しています。よく常会に私入っていないので、議会だよりが届きませんと。できたらマルナカとかところに議会だより置いてくれませんかとかいうようなことが言われたりします。LINEでも送っていますので、見てくださいというような話もするんですけども、なかなか高齢者の方、そういったLINEというのをやっていない方もおられて、なかなか見ますとか言うてくれる方は少ないんですけども、やはり住民の皆さんに本当に正確に、素早く情報を流すという意味では、こういったLINEを活用していくというところは大切ではないか。

よくごみの収集なんかも、朝中止になったり、雨の日に中止になったり、それ防災無線で流していますけれども、やはり家にその時間いないとか、いろんな状況も考えられます。昨日なんかもこの一般質問、議会始まりますよ、一般質問誰々がやりますよというのもLINEで流せば、あ、別に構わんかなというふうに思っています。

今、LINEというのは、防災無線というのは、昔は音声を録音して流していました。今、機械打ちやと思います。機械打ちをそのままLINEでひもづけたら、リンクすればいいんじゃないかなというふうに思っています。選挙結果の話もしましたけれども、現状を今、コミュニティセンターで開票して、防災無線流すためにはここへ来てというような手間もあったりとかという答弁もございました。多分、新聞発表とかするのに公式で数字を打ち込んだりもすると思うんですよ。そういったもののデータをそのままLINEで飛ばしたら、それでいいような感じもいたします。

令和4年の9月のこの一般質問で、窪田議員が公式LINEの質問をされたんですが、これ設置前の質問でありましたので、そのときの総務課長、今の副町長でございますが、職員の事務的な負担を考慮して運用していくというような答弁がございました。先ほども言いましたように、この防災無線とかいうのは、音声の録音から機械打ちというような流れになっておりますので、そういった中で負担が、職員の負担、防災無線も打たないかん、LINEも打たないかんという

ことであれば二度手間になるんですけれども、1つの作業で両方が行くというようなことのシステムの構築といいますか、そういったことは可能ではないかというふうに僕たち単純に考えるんですけれども、副町長、そういったことができれば、こういったいろんな情報を防災無線がそのままLINEに送られて、個人に対して送っていくということは可能になるんじゃないかな。そのために職員の負担もそんなにかけないでいけるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

副町長。

副町長（平田政人副町長）

LINEで情報発信の技術的な部分、ちょっとここで担当等に聞いてみないと分からないんですけれども、なるべく情報は平行してできる状態がつくれれば今後、研究して流していければと思います。

恐らく電算、広報系の部分でそこをどのようにやっていくか、また総務課のほうにはなってくると思うんですが、そこでちょっと研究はしてもらおうということでお願いしたいと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

いろんなこういう仕組みを使って、住民サービスの向上に努めてもらいたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

再来年の大河ドラマが「ジョン万」に決まりました。中浜万次郎のドラマというふうなことになりますが、出身地、土佐清水市が大いに盛り上がっております。県も大河ドラマに合わせて観光博覧会というものを開催しようと、準備委員会をこの前開いたというふうな報道がございました。来月には、推進協議会というものを設立するという予定だというふうに聞いております。

県はこの「ジョン万」の放送に合わせて、県外観光客というのを500万人の来客を目指してやろうというふうにしておりますが、しかし土佐清水市は、宿泊とか施設であったり、飲食であったりということで、対応力不足というのが課題であるというふうなこともっております。

中土佐町でも現在、多くの観光客が来られております。そういった中で、メジカの時期なんかも特にそうですが、観光客が集中するオーバーツーリズムというような状態があり、また駐車場も少なく、そういった問題もございます。そういった課題を解決に向けて、本当にこの来年、再来年に向けていち早く取り組んで、せっかくのチャンスといいますか、また前を素通り、土佐清水を目的に行かれる方も多くおられるわけで、その方が高速道路を前を素通り、上を素通りとい

うことがないように、このチャンスを逃さないようにしていかなければならないというふうに思っておりますが、今これからの「ジョン万」に対して、大河ドラマの「ジョン万」に対する放送に向けて、町としてはどうやって取り組んでいくか、対応していくかというのをお聞かせください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えいたします。

NHK大河ドラマ「ジョン万」を契機とした観光振興につきましては、先ほど議員のほうがおっしゃいましたとおり、6月16日の高知新聞にも朝刊に載ってございましたけれども、県全体で実施する博覧会という形式で進めることとしてございます。これも議員のほうおっしゃいましたけれども、7月10日に大河ドラマを生かした博覧会推進協議会の設立総会を開催する方向で準備が進められてございます。

本町としましては、こういった県の動きと連動しつつ、博覧会を通じました周遊促進、滞在延長、こういった仕組みは活用して本町への誘客にはつなげてまいりたいというふうには考えてございます。ジョン万次郎の人生に見られます「土佐節」、また「カツオ漁」というキーワードに着目をいたしまして、本町の主要観光資源はやはり久礼のカツオ文化でございますので、そういったキーワードと結びつけることで、また、教育委員会が所有しております中浜万次郎が漂流のときに使ったとされる船の模型、そういったものもございますので、ジョン万次郎と結びつく資源、そういったものを積極的に活用しながら、地域経済の活性化にはつなげてまいりたいと考えております。

また、同時に先ほど議員のほうがおっしゃいましたオーバーツーリズム、もう明らかに瞬間的ではございますが、駐車場、それから商品の提供、いろいろ解決しなければならない課題というのは重々認識はしてございますので、そういった点も併せて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

金子議員。

11番（金子裕之議員）

観光振興に向けて、中土佐町、今までカツオを中心に食というところでやってまいりました。こういった大河ドラマが放送されるということで、多くの観光客が来てくれるんじゃないかというふうな見込みもございます。

先ほど答弁でもありましたように、和船、うちの町が持っている船、和船の展示、そういったところをどこで展示をするのか。これからいろんな町内の業者も含めて、先ほど言ったオーバー

ツーリズムの対策、また駐車場の問題、そういったところも含めて、今後この協議をする場を設けて、やはり観光振興、町全体で取り組んでいかなければいけないというふうに思っていますし、そういった準備をしなければいけないと思いますが、町長、この観光振興に向けて、せっかくのチャンスであります。そこに向けて取組、町の職員も含めてですが、中土佐町全体で取り組んでいくべきだというふうに思っています。

一番、うちの町でないのが宿泊というところは課題にもなっておりますけれども、やはり来ていただいて、ゴールデンウィークなんかもそうですが、朝8時ぐらいから大正町は並んでおります。お昼ご飯を食べに朝8時から順番を取って、10時からの開店で2時間後に店が開くと。そして、途中から来た人は3時間待ち。そういった状態がゴールデンウィーク中も続いておりました。

そういったところも1つのオーバーツーリズムというところもあるんですが、情報発信で解決する部分、メジカのとくもそうでしたが、いろんなところで解決する部分もこれからあろうかとは思いますが、やはりせっかく来ていただいてもそういう状態、すぐに食べられないような状態に今現在、なっております。

そういったところの解決も含めて、今の段階から準備をしていかなければいけないと思いますが、町長のご意見をお願いいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

町長。

町長(池田洋光町長)

町内の観光に関する情報発信でございますけれども、当然大きな施設としては、道の駅もありますし、黒潮本陣、そしてまた観光協会が今度刷新をされるメンバー代わって、協力隊員も含めて入ってまいります。

こういった今あるチャンネルをしっかりと活用しながら、広く知らしめていく。そして、この「ジョン万」に際して、高知県西部に人が移動するわけでございますので、そういったお客様をしっかりと途中下車をしていただくということも非常に重要ではないかと思えます。

うちの町は、確かに人口減という厳しい面もございますけれども、一方で、いろんなうちならではの特色ある食べ物でありますとか、あと自然とかいろんなことがございますので、うちの持っている自慢すべきところ、もっと売り出さなければならぬところをしっかりと訴えられる、そういうような仕組みを構築することが必要であると思えます。

まだまだ足りないところばかりでありますけれども、これは道の駅もやっぱり情報発信の中では一番やらなければならないところでもありますし、これは各団体がタッグを組んで、スクラム組んで、しっかりと発信をできるようなことに努めてまいり所存でございますので、今後とも金子議員は非常に幅広いチャンネル、人脈をお持ちでございますので、またご指導いただければというふうに思えます。よろしく申し上げます。

(「終わります」の声あり)

議長（福永守恭議長）

これで金子議員の質問を終わります。

午後２時２０分まで休憩いたします。

（午後 ２時０８分）

議長（福永守恭議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時２０分）

議長（福永守恭議長）

８番、窪田和教議員の発言を許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

８番（窪田和教議員）

３月議会で、いわゆる町長の不適切発言を取り上げました。当時の副町長は、パワハラに当たらない、第三者委員会での再調査はしないと答弁され、再調査をしないと明言したので、以後、取り上げないつもりでしたが、総務課長は調査報告書を請求されたら開示できるとのことでしたので、町の情報公開で関係文書の開示を請求しました。これですが。

これを読むと、新聞報道で触れていない部分がありますし、それはまさにパワハラそのものではないかと思われる言動がありますので、しつこいようですが、再度、公開された文書に基づき、町長の発言について聞きます。同時に、新聞報道だけではない、新たな事実が公開されましたので、改めて第三者委員会での再調査を求める観点でたします。

この事案は、２年前ぐらい、古い話だということを言う人もありますが、決して古いことはない。公開されたのは去年の暮れでしたかね。そしてこういう事案には、いわゆる時効というかそれはないわけですね。そこはきちっと抑えて上で、以下質問を行います。

相談者のプライバシーは厳守しながら触れていきます。相談者は、子供さんの病気看護のために休職しており、復帰プログラム期間中に町長から、「休まれると迷惑だ、挽回せよ」との発言を受けた。相談者は町長の発言の意味を尋ねると、「迷惑は迷惑だろうが、もういい、出ていけ」と、対話を拒絶するように相談者をどなりつけたとあります。相談者は町の条例に基づく介護休暇を取ったもので、３月議会でも総務課長から、例規に従ったものとの答弁がありました。新聞では、「もういい、出ていけ」とどなりつけたことは書かれていませんでしたので、３月議会では、この部分には質問では触れていません。

副町長に改めて聞きますが、「出ていけ」とどなりつけることはパワハラに当たるのではないかと、副町長の認識を問います。あつ、総務課長。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

まず、休まれて迷惑だというご発言でしたが、新聞報道をもう一度確認していただければ、突然休んで課員に迷惑がかかっているということを発言しておりますので、そこは大きな違いがあるかと思しますので、ご了承をいただきたいと思います。その上で、新聞等で報道されておりますとおりだと、確認しております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

もちろん新聞には……。

（「副町長答弁やないか」の声あり）

8 番（窪田和教議員）

そっちの答弁したかと思って。

はい、ごめんなさい。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

副町長。

副町長（平田政人副町長）

自分のほうに質問いただいたのは、「出ていけ」ということがパワハラに当たらないかということですが、当時のその状況、売り言葉に買い言葉みたいなのところもあってというふうに聞いております。その言葉一つを取ってパワハラだということは、断定できないと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

このね、課長今言われた、新聞に確かに、突然、休んで課員に迷惑がかかっている。これがもう

先ほど3月議会ではね、例規に従ったものという答弁、課長していますわね。ほんで、介護休暇は、当日の朝、電話でも構わんという法律です。介護休業は2週間前でしたかね、いうあれがありますわね。だから、3月議会でもやね、突然休んだというのは当たらないと。たしか副町長はそう答弁されたんじゃないですかね。ほんで、課長は例規に従ったものということ言われたんでしょ、3月議会で。例規に従ったもんだと言いましたね。ほんな、このあれやんか。あれやんか言われんね。その今、総務課長が言うたようにね、突然休んでとかいうあれにはならんがじゃないですかね。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

総務課長。

総務課長(山崎正明課長)

はい、あの例規に沿って休暇は取られていますので、それについては休養は取っていますので、それについては問題ないと思います。ここで多分問題となるのが、突然という言葉になろうかとは思いますが、それをもってですね、直ちにパワハラに当たるのかっていうところの判断でも、前の副町長の答えたとおりになろうかとは思っていますので、そこは見解の違いということでござ承りたいと思います。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

窪田議員。

8番(窪田和教議員)

これこんなことで時間取ってもあれですがよね、えいですか、迷惑がかかっているだろうということはやね、突然休んで迷惑がかかっているだろうというちゅうがで、この新聞にあるが、あるとおりのやったら。突然休んじゃあせんやいかちゃんと例規に従っていたんでしょ。課長の答弁ちょっとおかしいじゃないですか。それは……。

(「ちょっと休憩」の声あり)

議長(福永守恭議長)

暫時休憩します。

(午後 2時27分)

議長(福永守恭議長)

正場に復します。

(午後 2時29分)

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

その言うたように例規に従って休んだもんじゃということは、これはあれですね、3 月議会の答弁はひっくり返さんわけですね。ほんで、課長がさっき答弁した突然休んだというのも、これも当たらんわけですね。ちゃんと例規に従ったもんですね。

それからね、3 月議会で答弁、副町長は、一過性だからパワハラに当たらないと答弁されていますが、現在の副町長は、一過性の事案では法的に問題とならないか、あるいは懲戒処分には当たらないと考えているか、認識を問います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

副町長。

副町長（平田政人副町長）

回答的には同じになりますが、厚労省の示す職場におけるパワーハラスメントとして、優越的な関係を背景とした言動、それと、業務上必要かつ相当の範囲を超える言動かつ労働者の就業環境が害されるの要素を全て満たすものとなっており、そういった言動に該当するかは、多くの状況から総合的に判断するもので、一過性の発言でも、相当な悪意や侮辱、人格を著しく否定する場合は該当するものとは考えます。

で、今回の場合は、前副町長の答弁のとおりです。

以上です。

（「今回は一過性だから、その 3 つの該当に当たらんわけ」の声あり）

副町長（平田政人副町長）

そうです。そういうことです。

以上です。

（「一過性にも当たらない」「そこは違う」の声あり）

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

副町長。

副町長（平田政人副町長）

一過性にも当たらないという考え。当たらないという判断。

(「一過性だから当たらない」の声あり)

副町長（平田政人副町長）

当たらない。

(「一過性にも当たらない」「一過性だから当たらんかどうか聞きゆがで」の声あり)

副町長（平田政人副町長）

一過性の発言で、悪意や侮辱、人格を著しく否定する場合にはなるんで、一過性にも当たらないという判断です。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

そこはまたちょっと、前回 3 月議会の発言とちょっと変わってきているような気もするんで、それはそれとしてあれします。

新聞ではふれられていない分ですが、相談者の訴えで見逃せない部分があります。読みますが、「その後の地域団体の総会で、私個人は高圧的な叱責を受けるなど、威圧的な言動が繰り返された」とあります。これは調査に当たった総務課が作成した相談受付書類票の事実確認の項目で書かれています。この人はその事実を認めて、感情的なやり取りになった。以後の地域集会における叱責も、感情が強く出て発言したことについて認めていると。これが回答で、発言したことを認めると。行為者が感情的になって、地域の人、町民の前で、相談者に対して高圧的に叱責をしています。総務課長に聞きますが、「町長室で休まれると迷惑、もういい、出ていけ」という感情があって、地域集会での相談者への叱責になった。つまり、地域集会での叱責は、町長室でのやり取りの延長線で起きたものだと理解するのは合理的ですが、その認識でよいでしょうか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

はい、お答えいたします。

事実の確認というところを引用されていると思いますが、以後の集会における叱責も、感情が強く出てしまったと認めているという記載には間違いございませんが、そのときの発言につきましても、どこで言ったかということを確認しますと、その皆さんがおる場所からは出ていっていると。そのときの発言した内容につきましても、その会合の席において、議題の採決を取らずに、

そのまま次の議題に移るといったことが見受けられたことに対しまして、その地域集会を助け資料作成をしていた職員に向け、少し大きな声になっていたようですが、しっかりとするようにという旨の発言であったということは確認ができておりますので、その件につきましても、感情的にはなっておりますが、業務上指導の範疇からは出ていないものだと判断はしております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

窪田議員。

8番(窪田和教議員)

つまり、集会で、その多くの人がおる前で叱責したがではなくて、終わった後とか、別の場所であったということですかね。

分かりました。これにはそういう記述はなかったんでよね。確認します。

ただですね、常識的に見てですね、一過性ではない町長室でのやり取りから地域集会のあれまで、執拗にされていると。本来ならそういう町長室のやり取りがなかったら、そういうことはなかったかもしれんけども、町長室のやり取りがあって、そういうのがあったんじゃないかというのとは推測されます。

それとですね、もう一点、先ほど副町長の答弁ありましたけれどもね、3月議会で、西条市の市長のパワハラ問題例に挙げて質問しましたが、ここでは市長の「ばかやないか」と「出ていけ」の2件の言動がパワハラと認定されました。それでまあ議会の不信任決議を受けて市長は辞職しました。行為者の「出ていけ」とどなることは、確かに感情的なやり取りがあったにしてもですよ、売り言葉に買い言葉にあったとしても、大体町長室というのは、町長は執務室で、町長個人の持ち物じゃないですからね。そこ「出ていけ」とどなることは、西条市の例でも明白のように、パワハラに当たると考えるのは常識的ですが、本町はパワハラに該当しないという明確な理由を示してください。

(「暫時休憩してください」の声あり)

議長(福永守恭議長)

暫時休憩します。

(午後 2時37分)

議長(福永守恭議長)

正場に復します。

(午後 2時38分)

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

西条市との違いがどこにあるかということでございますが、私のほうも報告書のほう確認させていただきました。ただ、そこには、ニュアンス的には、多くの継続的な市長の権限を振りかざすといったような発言と、大声でどなり恐怖心を与えていたということが、パワハラに該当されていると理解をしておりますので、本町の事案では、言い合いなどのやり取りが背景にあることから見て、その件数も含めて、状況が一緒というのはやはり違うのではないかと考えておりますので、そもそも事実認定において、また双方がおおむね認めているという点でも大きな違いがあらうかとは思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

確かに西条市では、町長のほう、かなり頻繁にそういう職員を叱責するとかいうことがあったかのような報道はあります。だから、それは西条市とは違う部分があるけれども、ただ、職員を「出ていけ」という言葉、そのものがよね、パワハラに当たるか当たらんか、というのは、これはまた別の問題でよね、これ1回でも「出ていけ」とかどなったり、西条市では「ばかやないか」という言葉も言うたらしいですけどもね、1回でもそうやって「出ていけ」と言うてどなることは、パワハラにはならんのですかね。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

そのどなるというところを取りますと、その当時に職場におったであろうという職員に確認すれば、それほど大きな声を聞いたということもないということでございますので、そのどなるという表現が、それについては双方が認めているところとは違うのかなと思いますので、おおむねという表現で認めているということを回答させていただきましたので、急いでいるときだったので、「出ていけ」というニュアンスもあったのではないかというふうには、そのケースでいえば捉えていますので、西条市と比較して、同じようなものにはならないという判断しておりますので、ご理解をいただければと思います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

もうひとつ総務課長確認ですが、地域集会での叱責、これは町民、いわゆるその参加者がおる前での叱責ではないということで確認でいいですかね。それでいいですかね。

それと、集会が終わるなりなんなり、別の場所でのということでええですかね。

はい、了解です。分かりました。

ちょっとこれはもう一遍精査してあれします。ただ調査報告書の中では、ちょっとね、そういう議事経過とかいうのはないのでよね。

それともう一つ、看過できない問題があります。相談者が聞いた話として、町長は職員の配置に関して、女性は妊娠・出産のリスクがあるという発言をしたことがあるというものです。町長への総務課の聞き取り調査では、「マタハラに関する発言も認め」とあります。認めたとあります。女性の社会参加は、今、国を挙げて取り組み、女性が働く上で差別的な取扱いを禁止する労働基準法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの法律が整備されています。京都府八幡市の川田翔子市長は、産休を取ると報道されました。市長は、「自身が産休を取ることで、男女共同参画に意義のあるものになればいい。産休・育休の必要性を自ら示すことで、女性がトップや管理職を目指しやすくなればいい」とのコメントを出しています。

外国では、首相、国のトップが産休を取ることも珍しくはありません。法律に基づく国の指針では、事業主は、妊娠・出産・育児のために休む従業員がいても、事業が回るように配慮すべきとあります。これまた切り取りになると言われるかもしれませんが、事業主が当然講ずべき措置をせずに、リスクというのは時代錯誤な感覚ではないかと思いますが、妊娠・出産・育児を理由にした不公平な人事は、法律で厳しく禁止されています。町職員の妊娠・出産を仕事上のリスクというとなんでもない発言で、マタハラだと私は理解します。リスクとは将来起こり得る望ましくない結果と、その起こる可能性を含めた危険性の大きさを指すと訳されていますが、一般的には、危険性とも訳されています。

どういう場面で使われたか、詳細は分かりませんが、これはマタニティーハラスメントに当たるのではないかと、認識を問います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

まずは、その報告書のほうが詳しい記載がなくって、こういう事態になっているのかなというところは、大変申し訳なく思っていますので、おわびをしたいと思います。

その中で、私どものほうで確認を取ったことでございますが、相談者側から、女性は妊娠・出産というリスクがあるといった趣旨の発言をしていたとの情報があるという情報を寄せられましたので、そのことについて確認をした次第でございます。

本件につきましては、町長に確認しますと、人事の場面での発言になったということなのですが、組織運営をしていく中で、人事異動を検討する際には、産休・育休が予想される職員について、同時に同じ係にすることを避けようと発言したものであると思いますし、それを聞く限りはそのとおりだということでございましたので、あくまで職員が出産することをリスクと言ったわけではないというところをご理解をいただきたいと思います。

また、人事の面でということでございますが、その登用の部分については、何とも今、私のほうでは答えようがないんですけれども、業務の継続性という観点で考えますと、代替人員、小さい役場でございますので、代替人員のことを考慮しながら、職員採用についても対応しているというのが現状でございますので、大変、出産・育休になるという職員については休暇のほうを積極的に取得してもらっているという現状もございますので、それについてリスクということと言ったわけではないということは確認を取っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

(「何がリスク」の声あり)

総務課長(山崎正明課長)

同時に、同じ係に同時に配置した場合には、休む可能性があるもので、そこはリスクと捉えたということなので、それについては、人事の担当を三役のほうがされて、人事異動されておりますが、そこは私どもも十分考えて配置をしてもらいたいという思いがございますので、それについてはおおむね理解ができる部分なのかなと考えておりますが、リスクという表現をしたということについては、猛省をしていただければと考えております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

窪田議員。

8番(窪田和教議員)

確かに、妊娠・出産を予定した人が同じ課に2人、3人いるというのはよね、それは好ましくないことで、リスクという言葉を使うかどうかは別にしてもやね、それは分かります。ただ、ちょっとそれ、そういう理解でええですかね。そういうことを言いたかったがですかね。同じ妊娠が重なると、同じ課に置かないということを、町長は言いたかったということですかね。

はい、分かりました。

この問題もあれですが、今回はパワハラに当たるかどうか、私はパワハラではないかと思えます。それは認識の違いもありますけれどもね、執行部、議員を対象にしたパワハラの学習会の場で、山本議員がパワハラをした人は役場に残り、受けた者は辞めていくという発言がありました。もしこれが事実なら重大なことですし、パワハラを受けた人に、絶対に辞めないでくださいと言いたい。そして、今回の例は別にしてです。勇気を持って声を出すことが、職場の環境を変える力になります。その点で、役場の職員の方には、パワハラということも勇気を持って声を上げてもらいたいということを言いたいと思います。

それと、ちょっとこれはこういう事案が起こったということと、新聞報道とこの調査報告書、これを時系列でちょっと並べてみたんですがね、そういう町長室で面会して、パワハラ的な発言があったと言われるのは、2024年3月25日ですね。その3か月後に、相談者の長女さんが亡くなっています。総会でも叱責があったかどうか分かりませんがね、子供さんが病気で精神的にも一番しんどいときに、本来なら、上司からサポートや温かい励ましの手を差し伸べられるべき時期です。これは子供を育てた経験のある人、ない人別にして、やっぱし生死にかかわる、身内に生死に関わる人をもっている人に対してですね、やはり職場も上司も、温かい励ましと手を差し伸べると、こういう職場でないといかんと私は思います。そういうことは、ちょっとその新聞報道と総務課のこの回答書、これはあまり詳しくないんで、ちょっと私の認識も違ったところはあるかもしれませんがね、ただそういう時期に、温かい励まし、同僚からの励まし、サポートはなくてこういうことが出てきたということ自体がね、私はちょっと残念です。

そういうことを言って、次の質問に移ります。

カスハラですが、昨年6月の労働施策総合策推進法の改正で、本年10月1日から、カスタマーハラスメント対策の義務化が始まりました。これは厚労省のパンフですが、カスタマーハラスメント、略してカスハラと言われますが、いわゆる顧客とハラスメントを合わせた造語ですが、顧客などの過度な言動から労働者を守るための指針を事業者が作成することが義務化されました。役場職員の場合は、顧客等というと主に町民を指しますが、人口の少ない顔見知りの多い町では、さほど必要性を感じないかもしれませんが、過去には、町民との対応でメンタルに不調を来した職員もいたと聞いています。高知市では、職員の名札を名字だけにする。コンビニなどでも、名字だけのネームプレートをつける。名字も漢字でなく平仮名表記が増えています。航空会社は、客室乗務員にイニシャルのネームプレートの着用を認めています。従業員の就労環境を守ることは広く定着しつつあります。

カスハラの定義ですが、①で、顧客の言動であって、②雇用する労働者が従事する業務の性質、その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される、この3つの要素を満たすものとあります。そして、事業主は相談体制の整備、事業主の方針等に関わる周知啓発、事業の迅速かつ適切な対応、対応の実効性を確保するための措置を講ずることが求められています。

本町では、カスハラは例が少ないかもしれませんが、どのような対策を考えているか、担当課に聞きます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃられましたとおり、改正労働施策総合策推進法の施行により、10月から事業主に対し、カスタマーハラスメントの防止のために講ずるべき措置の実施が義務づけられております。このため、上半期中を目途に、職員への周知など当該措置を予定し、以後、研修により理解促進を図ってまいります。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

佐川町は9月議会で条例を出すというて、10月1日から施行するというのが新聞報道でありました。6月議会で、これが出てくるかなと思っていたんですが、上半期いうたら何月までですかね、9月かね。それをやるから、もう一定そういう方向性とか条例というのは、もうできちゃかないかんがなと思ってよね、6月議会出てこなかったんで、ちょっと質問させてもらいたんですが、まだどういうものつくるかというのを相談中ということですかね。

私の経験ですがやね、町民の方からどうしても納得がいかないと、役場に言うとクレーマーと思われてもいかんという相談を受けました。役場は町民が納得の上で仕事するもんだから、遠慮することはないので、十分話したらええとアドバイスしました。話合いの場を持たれ、担当課は丁寧に親切に対応していただき、その方も納得してくれました。大多数の町民は、納得がいけないことがあっても気の毒な、変に思われても困るので遠慮するもんです。カスハラに当たるのはごく一部やと思います。職員にもカスハラの基準を明示することで、もしそのような場があっても、担当者が一人で悩むことなくなります。すぐに上司に相談する体制が必要ですし、困難な事例には管理職が当たる。ときに警察に通報することも必要でしょうし、ここまで来たら警察に通報するとか、そういう明確な基準は、あらかじめ決めておくべき必要があると思います。

最終的には、私は町長、副町長は責任を持って対応する体制ができれば、職員も安心して仕事ができると思いますが、総務課長にどのようなことを今考えているかをお聞きします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

まずもって、あまり検討できていないというのが正直なところなんですけれども、私個人の思いということであれば、やはり先ほど議員がおっしゃられましたとおり、まずは、案件については担当課長がしっかりと担当職員のほうをフォローしていくということが肝要だと思っておりまして、ある一定のラインを超えれば通報するということも、基準のほうはつくってまいりたいと思っております。それでもやはり難しい方いらっしゃると思いますので、その点につきましては、町長、副町長が対応してくれると思っていますので、はい、回答のほう、スイッチをさせていただきたいと思います。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

副町長。

副町長（平田政人副町長）

カスハラに関しては、役場の業務上、どの範囲がそれになるかというところを、判定が難しいところもあります。ただ、あくまで社会通念上、これ以上のことを要求されるということになれば、もう明らかに職員のほうも対応に困るということで、なるだけ2名で対応し、最終的にどうしても解決できない場合は、自分と町長なりで、それはきちっと責任を取ってやっていくようにします。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8番（窪田和教議員）

私も組織におったことあるんですが、やっぱりね執拗なのが一番こたえます。分かり切ったことでも執拗に言われたらやね、なかなか言うたち説明しても分かってもらえん、それで、かつ執拗なというのは一番困るんですが、副町長が言われたように、やっぱしこれは最終的には町長、副町長が責任持って対応するということは正解ですし、ぜひそういう方向でまとめていただきたいと思います。

次にですね、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃で中東情勢が不安定化し、当地域から原油の90%以上を輸入している日本は、大きく影響を受けています。アメリカとイランの間に戦闘終結の合意ができ、19日に覚書が締結され、順調にいけば、封鎖状態にあったホルムズ海峡は開放されるということです。

戦闘状態が終結することは喜ばしいことですし、しかし、解放されたからといって、すぐ元どおりになるわけではなく、敷設された機雷の除去や、タンカーの再配置、積込み港の再整備など、安定的に輸入が再開されるまでは、最低でも2か月から3か月かかるとの見方が一般的です。

また、イランはホルムズ海峡を航行する船舶から、通行料に代わるサービス料を徴収するとの報道もあるほか、船舶保険の値上がりなどで輸入コストは増えることが見込まれます。原油の積出しのペルシャ湾から日本までは1.2万キロ、タンカーで約3週間かかります。経産省のあれでは20日と出ていますが、一定の期間は不安定な状態が続くと見られます。

また、現在、石油由来のナフサ不足が影響して、多くの製品の値上げがあり、6月3日付高知新聞は、帝国データバンクの資料を基に、「値上げ食品2万超か」の記事を掲載しております。その面に、冷凍食品17%値上げ、コーヒー製品14%、包装用フィルム2社が再値上げの小見出しがついています。

また、話題になっているカルビーのスナック菓子、かつぱえびせんの白黒の包装紙の写真が出ています。電気料は6月から9社が値上げ、小麦や調味料も値上げになっています。1度値上がりしたものは、元に戻るのには難しいのではないかと見方も出ています。

米不足で値段が2倍以上になりましたが、今は一部で米余りが起きているとの報道もありますが、価格はあまり下がっていません。やはり生産コストの問題もありますので、カルビーのキャベツの袋はカラーに戻るかもしれませんが、1度価格が上がったものは下がってもごく僅かで、元の値段まで下がることはないように思います。

本町は経済的に余裕が少ない家庭が多いだけに、物価の値上がりの影響は大きく出ます。町としてやれることはやる姿勢が必要です。具体的な問題として、食料品や包装材料の値上げによって、保育所も含めての学校給食への影響はないかを聞きます。

25年1月の総務教育常任委員会の教育委員会への聞き取りで、学校給食用品の価格変動について説明を受けました。令和3年と6年の比較で、給食に使用する食品、調味料などは平均124%の値上げ、大豆は2倍、乳製品や魚類で大幅な値上げがあります。44品目中価格変動のなかったのは、インゲンと煮干しだけです。ほか全部上がっている。1食当りの単価も、令和3年が312円から令和6年が369円、120%アップ。そのほか、ちょっとこれはびっくりしたんですが、調理委託料、令和3年が2,585万8,000円、今年度の当初予算で4,094万1,000円、160%のアップになっています。本町は小学校の給食の無料化をしていますが、幸いというか、26年度から国の学校給食の抜本的な負担軽減策が実施され、これは中学校はありませんが、財政負担は大きく減りました。給食の食材が安定して入手できるか、メニューの変更などがないか、給食の質、栄養面、食品を確保することができるかどうかお聞きします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

教育次長。

教育次長(中平圭祐教育次長)

お答えします。

まず、学校給食につきましては、今回の中東情勢の影響による価格変動、いわゆる仕入れ価格等の上昇改定というのはございません。また、食品の提供がなくなるといった影響も、現在のところ生じておりません。なお、引き続き動向を注視して、安定的に学校給食の提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

窪田議員。

8番(窪田和教議員)

分かりました。

この値上げというのは、中東以前からずっとあるんでよね。これはまだ加速されているというわけではないとことで理解していいですかね。質も落とさんということで、お願いしたいと思います。

また、ナフサ由来のビニール製品しわ寄せがありますが、神戸市では、指定ごみ袋が品薄で、指定のもの以外でも使っても回収するようになったと報道がされています。ごみ袋を安定的に供給できるか、ごみ袋の価格には収集の経費も含まれていると思いますが、現行が大が55円でしたかね、中が50円だったと思いますが、重油の値上がりもありますが、ごみ袋の値上げはせずに当面いけるかどうかをお聞きをいたします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町民環境課長。

町民環境課長（下元満課長）

本町の指定ごみ袋についてお答えいたします。

現在、指定ごみ袋としましては、可燃ごみ、不燃ごみ用としまして、大・小・特小と各種サイズを住民の皆様にはご利用いただいているところです。

ご質問にあります町指定のごみ袋ですが、年間で約22万枚が使用されておりますが、本年度の入荷状況としましては、4月、5月分を合わせまして6万6,500枚が既に入荷をしております。また、5月末時点での製品の保管、在庫数につきましては、17万2,000枚となっております。計23万8,500枚が製造、保管されておまして、年間の必要枚数につきましては、十分に確保できていると認識をしておりますが、今後の情勢には注視しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

（「値段は」の声あり）

町民環境課長（下元満課長）

指定袋の販売の価格につきましては、今のところ変更する予定はございません。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8番（窪田和教議員）

分かりました。

それとですね、ナフサだけでなく資材の高騰もありますが、町長の行政報告で、中東情勢が本町の財政面に影響を与えていると述べましたが、まだ不確定な要素がありますが、財政面だけに限りますが、前年度比で今年度どれだけの経費増を見込んでいるか、大まかな数字になると思いますが、総務課長に聞きます。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（福永守恭議長）

暫時休憩します。

（午後 3時10分）

議長（福永守恭議長）

正場に復します。

（午後 3時11分）

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

町長の行政報告での影響というのは、町全体を見たらあるとは思いますが、この場に限っては財政面のみの観点でお答えをさせていただきます。

現時点におきましては、新年度が始まって間もないという状況でございますので、中東情勢の緊迫化に起因する物価高騰などが、町財政を圧迫するような深刻な影響は現時点では生じておらず、今回の補正予算にいたしましても、関連経費は計上しておりません。

また、これまで、年度途中に発生した物価高騰などの社会情勢の変化に際しましては、国による普通交付税の追加交付や交付金の配分といった機動的な財政措置が講じられてきております。直近におきましても、6月5日に成立いたしました国の補正予算（第1号）において、物価高騰対応重点支援交付金が1,000億円増額されており、本町への配分は、交付限度額といたしまして597万円が示されたところでございます。

今後、本町におきましても、物価高騰の影響が及ぶことは十分に想定されるものと捉えておりますので、引き続き国際情勢の推移や国の動向を注視しつつ、財源確保を含めた迅速かつ適切な対応を検討し、安定的な財政運営に努めてまいります。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8番（窪田和教議員）

国の財政措置もあるということですので、まだ新年度始まったばかりやきね、全体的にはなかなか分からないと思う。影響は特にはこれ以後になるかと思っておりますので、注視していきたいと思っております。

民商、民主商工会は、中東情勢による商売への影響の全国調査をしました。また、地域ごとに業者からの聞き取り調査を行っています。民商に加盟している方は、一人親方、農家など零細業者が多いだけに、深刻な影響が出ています。2月末の高岡地区の聞き取りでは、二、三例を挙げますが、弁当屋さんはレジ袋が手に入りにくくなっているし、梱包資材はいつまでもつか分から

ない、このままでは閉店せざるを得ない。花卉栽培農家は、出荷用の段ボールは早くも10%値上がりした、包装用ビニールひものPPバンドは、納入業者にこれで在庫の最後になる、入ってくるめどはないと言われた。花を束ねるひもも1か月遅れになっている。建築業者は、見積りをして契約して建て始めるが、資材はどんどん上がっているが、お客さんに転嫁できない。値段が上がるし、資材の調達は困難になっている、などです。農家では、野菜を包むボードン袋が手に入らなくて出荷ができない。また、ビニールハウスの張り替え材料は品薄との声も聞きます。

そして、どのような支援が必要かを聞くと、多くがコロナ時の持続化給付金とか家賃支援給付金などを望む声が多くありました。この2つは国の制度でしたので、一自治体では難しいでしょうが、同時に税金、社会保険料の納入猶予、減免などを求める声も多く寄せられました。

町にできることとしては、まず、業者の聞き取り調査、意見を聞くことが必要と思いますが、そういう問題意識を持っているでしょうか、担当課に聞きます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

まちづくり課長。

まちづくり課長(江崎太市課長)

お答えをいたします。

私どもから直接事業者様への状況調査は行っておりませんが、法定会員172名の中土佐町商工会様と情報共有をする中で、中東情勢の原油供給という面のみでのお声は受けていないものの、継続的な物価高での経営の厳しさの相談は受けているとのことでした。

今後とも経営支援、また経営相談の専門窓口であります商工会様との情報共有を密にしながら、事業者様の課題等につままして把握してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

農林水産課長。

農林水産課長(黒岩陽介課長)

中東情勢による影響の一次産業に係る部分についてお答えします。

この影響につまましては、ある程度、農協ですとか漁協、森林組合、林業事業者などの関係団体で把握できますので、そちらへの聞き取り調査を実施しております。

それによりますと、いずれも燃料については、調達はできるけれども価格は高騰し経営を圧迫していると、また、ナフサ由来の塗料、包装資材などにつまましては、在庫があっても価格は上昇し、一部のものは供給が不安定になり確保が困難になっているということです。

議員先ほどおっしゃいましたとおり、さらにこの中東情勢が仮に落ち着いたとしても、資材価格がすぐに以前の水準に戻るとは限らず、値上げ前の価格に戻らない可能性について不安視がされております。

業種別に申しますと、農業につきましては、資材価格が3割から4割上昇しているものもあり、秋に向けての肥料、農薬の値上げも懸念されております。漁業につきましては、修繕費用が高騰し、一部資材では調達困難や新規受注停止も発生しております。林業につきましては、資材、またチェーンソーのオイルの確保に不安があり、またですね、あと住宅の建設が接着剤、壁紙などが入らずとどこおっているため、木材の需要が減少し、木材の価格は低迷してきているということです。そこが先行きが不安視されている状況に陥っています。引き続き、情報交換、調査を継続してまいりたいと思います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

建設課からは、建設事業者のほうに聞き取りを行っておりますので、そちらのご答弁させていただきます。

町内の事業者におけます資材調達等に関しましては、困難な事例などについて建設協会のほうに聞き取りを行いました。現時点では塩ビパイプ等の石油由来の製品について、メーカーの販売控えはございますが、特別入手困難な製品等が発生しているなどの報告はございませんでした。

しかし、一部の工種につきましては、材料の価格が高騰しつつあるというような情報もございました。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8番（窪田和教議員）

やっぱり零細な業者のところには、大きく、一番早く出ていると思います。

時間もあれですので最後にしますが、業者さんへの聞き取り調査ではですね、税金や社会保険料の支払い猶予を求める意見もありました。個々の場合は、所得見積りは前年度の2分の1以下に減少する場合や、納付が困難な場合には減額あるいは免除されますが、必要があれば制度説明とか納付相談とかが必要になると思いますが、そういうことの対応はしていただけるのでしょうか、担当課に聞きます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

税務課長。

税務課長（市川文啓課長）

お答えいたします。

ご質問の周知につきましては、納税通知書のほうに減免の記載をするほか、軽自動車税にあつては、同封するチラシに記載して周知を行っているところです。また、税目によっては、町のホームページに掲載するとともに、減免対象と推定される方には、減免申請書を同封するなど、税目ごとに異なる課税客体や納税義務者に必要な情報が届くよう、工夫して周知を図っているところでございます。

なお、現在のところ、納付の相談に来られる方の中に、中東情勢の影響を挙げられている方はおらず、特別周知をする必要性は感じていないところでございますが、引き続き状況の変化に注意するよう、行ってまいりたいと考えているところでございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田議員。

8 番（窪田和教議員）

やはりこういう国際的な問題になると、市町村のできる範囲というのは非常に限られてきますよね。また、その先ほど中東情勢の影響なのか何か分からないまま不景気になっていくというようなこともありますのでね、ぜひ、そういう住民の皆さんから相談があつたら、適切に対応していただくということをお願いして、質問を終わります。

議長（福永守恭議長）

これで、窪田議員の質問を終わります。

議長（福永守恭議長）

午後 3 時 3 5 分まで休憩いたします。

（午後 3 時 2 3 分）

議長（福永守恭議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 3 5 分）

議長（福永守恭議長）

3 番、下元良之議員の発言を許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

下元良之です。通告書に沿って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、コミュニティバスについて質問します。

大野見地区を走るコミュニティバスは、最近利用者が増えているのか満員で乗車できないことがあります。恐らく限られた日と時間だけだとは思いますが、こういった実態は把握していますか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

本町におきましては、鉄道や基幹バスなどのメインとなる交通ルート、幹線と、周辺の住宅街や山間部を結ぶ支線の役割を果たす交通機関といたしまして、先ほど議員がおっしゃいましたフイーダー線のコミュニティバスを運行してございます。

ご指摘の乗車定員を超過し、満車で乗車ができないケースでございますが、あったかふれあいセンターを運営する社会福祉協議会様にお伺いしましたところ、定期開催されています第4金曜日のカラオケの日につきまして、定員超過にて乗車が難しい状況が発生したとのことでございます。この件につきましては、令和8年5月中旬、社会福祉協議会様から、行事の参加者につきましては同協議会様により送迎を行う旨、情報共有がございましたので、現在では満車で乗車できない状況は解消されていると認識してございます。

以上でございます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3番（下元良之議員）

そのイベントのときだけ、限られた日だけだったということで解消されているという話ですが、ちょっと聞いてみると、やはりイベントのない日でもちょっと人が多いときがあつて、北地区の寺野辺りから乗った、そのときにはもう満車で、ずっとそのふれあいセンターのほうに行くんですが、その途中で乗りたい方がおられたと。けれども、ちょっと満員で乗れないからということで断ったということがありまして、その人はもう二度とコミュニティセンターを利用しなくなったというような例もあります。

※「コミュニティバス」の誤り

なので、そのイベント、月1回というようなことではないとは思ったんですが、そういう状況もあつて、貴重な住民の足を守るために、乗る人が多いのは、そうやって利用してくれるのはいいことなんですけど、それは、じゃ、現状では対策とかいうのはないということですか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

乗車の数値のほう確認しましたがけれども、現在のところは、現状変更なしということで運行を予定してございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

もう一つですね、常時乗られている乗客の方の意見なんですが、現在、大野見のスクールバスの利用者は5名だそうです、最大で。20人以上乗れるバスなんですが、常に空いている状態とこのを見て、そのコミュニティバスに9人乗られている中の乗客の方が、バスは狭いと思ったか、そのスクールバスをコミュニティバスとして活用することはできないかと、交換するとかそういうことができればなんですが、そういう意見があったんですが、こういう対策案は実現可能でしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育次長。

教育次長（中平圭祐次長）

お答えします。

まず、スクールバスのほうは町が運営しておりまして、バス車両自体も町の所有になっております。一方、コミュニティバスのほうは、中土佐ハイヤー様の車両で中土佐ハイヤーが運行しているものですので、車両の所有もありますし、その途中、スクールバス運行とは別にまた利用するということで、一定ハードルが高いのではないかと認識しております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

所有者が違うということは、みんな分かっていることだと思うんですが、それだから使えないはちょっと理由として説明できるかなとは思いますが、どちらか、両方がもう、いや、いいですよということになればいいとも思うんですが。その辺、ちょっとこれは難しいですよというのは、明確な理由があれば教えてください。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育長。

教育長（岡村光幸教育長）

スクールバスのまず運行については一定の規定、要するに学校の児童・生徒を乗せるというくくりがあるんですね。だから、それ以外のものを乗せるとなると、今度は別の問題が発生してきます。今でもこの前のスクールバスの事故で、白タクの問題とかいろいろあったんですけども、そういった問題を一つはクリアしないといけないということ。それから、そうすると白ナンバーで今スクールバスは当然運行しているわけですが、緑ナンバーの車でないといけないとか、そのクリアしないといけない課題はありますが、公共交通の会とかでちょっと協議をしていただいて、次長とちょっと話をしたら、そういったところもクリアすれば可能性はあるんじゃないかということはあるんですが、今、ちょっと答弁を聞かれると思っていなかったので用意していませんけれども、検討はしてみることは可能だと思います。

逆に、スクールバスを運行していた学校が、通常の乗り合いに切り替えてというのはありますので、ただし、乗り合いバスのほうを学校の通学時間帯に合わせてもらわないといけないとかという、そこもまた別のレベルでのクリアしないといけない課題にはなると思います。今の状況でスクールバスにそのまま乗せるというのは、多分法律上違反にはなるというに考えています。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

おっしゃる意味はよく分かりますが、言いたいのは、スクールバスを大きいのが今あるんですが、そんな大きいのは必要ないかなというようなことの考えもあると思うんで、その辺、効率も考えて、今のこのコミュニティバスような大きさをスクールバスにして、スクールバスはコミュニティバスに使うというようなことも考えられるんじゃないかとは思いますが。今のスクールバスをずっと未来永劫使わなければいけないというような決まりはないと思うんで、変えることはできると思うんで、その辺もそのまちづくり課のほうも、公共交通の会議とかでそういうことが可能かどうかということも、また調査をお願いしたいと思いますが、どうですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

毎年、地域公共交通会議ございますので、そのときには、また皆様のほうからのご意見も賜りながら検討してまいりたいと思います。

なお、地域内のフィーダー系路線につきましては、国庫補助を受けつつ維持している現状でございますが、利用者数が減少してまいりますと、その路線の維持自体が困難になってまいりますので、公共交通のご利用につきまして、さらに告知活動に努めて住民の皆様の交通確保には取り組んでまいります。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

教育長。

教育長（岡村光幸教育長）

スクールバスに乗る児童・生徒数というのは、年々減少していきます。いわゆる１０人乗り、９人乗りのワゴン車でも今後可能になるんですけれども、学校行事にも利用しておりますので、全校生徒が約２９人とかそこら辺の人数今おりますので、全校生徒をやっぱり輸送する場合には、今の大きさが必要じゃないかということで、当分ワゴン車とバス、両方併用して使っていくということになろうかと思います。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

３番（下元良之議員）

確かにコミュニティバスが満員というのは、喜ばしいというか、使ってくれるのはいいんですが、一時的なことかも分からないんで、これを、じゃ、言うて大きいバスにしたら、誰も乗らなくなったという可能性もあるんで、慎重に考えなければいけないと思うんですが、住民の意見もこういう意見があるということで、ちょっと認識していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

県道整備の件です。県道は、直接の所管ではないと思いますが、重要インフラなので、質問いたします。

まず、現在工事中の県道１９号線窪川船戸線の大股工区の完成時期はいつ頃になるのでしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

お答えいたします。

県道19号線窪川船戸線の大股工区についての完成時期ということですが、こちらにつきましては、町としましては、毎年須崎土木との移動土木会議におきまして、早期の完成の要望をしてくているところではございます。ただ、現在におきましては、窪川船戸線では、久万秋工区におきまして橋梁の工事を推進するために予算を集中投資をいたしております、厳しい予算の中で早期に道路改良の効果を発現するために、現在同時期に大股工区に大きな事業費を投入することが困難な状況にあるというふうに伺っております。

このため、現時点では完成時期をお示しすることは、ちょっと難しいというふうにはお伺いいたしました。ただし、今後の久万秋工区の進捗を見ながら、大股工区につきましても、早期完成に向けて事業が推進ができますよう準備を進めていくというふうなお答えをいただいておりますので、町としましては、引き続き早期完成に向けた要望のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3番（下元良之議員）

完成がいつになるかも分からない中で、現在使っている道路、旧道というか今の道路は、整備が行き届かなくなっていて、非常に走りづらくなっているように思います。

ちょっとスライドをお願いします。

これは、大野見から船戸に向かう途中のあの太股工区のバイパスと現道の分岐点です。左が現在工事中の道路で、右が現在使っている道路になります。この現道は、路面の状態もよくなくて、それに道路の脇には用水路がむき出しであって、脱輪のおそれもあるようなところとなっています。また、見通しも悪くなっていまして、この突き当たりのカーブを曲がると、向こうから対向車が来ていてすれ違いもできずに、やむなくバックをしないといけないというようなこともあります。ここに電柱の辺りに、カーブミラーをつけてもらえないかというような要望もあります。

次のスライドをお願いします。

その先をちょっと進むと、船戸方面に進むと、道路脇には雑木が生え茂っていて見通しが悪い道路が続きます。カーブの先が見えないので、ここも曲がってみたら車が来ていたと、対向車が来ていたと、バックしないといけないというような状態です。特に、慣れていない県外車とか初めて通る人は、苦痛だと思います。以前はこんな雑木が少なく、遠くのほう、向こうから車も見通せて、手前の待避所であらかじめ待つことができたんですが、今は行ってみないと分からないというような状態です。

スライド閉じてください。

バイパスの完成も見えない中、こういった雑木の伐採やカーブミラーの設置など、現道の整備に取り組むよう県に要請はできないでしょうか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

建設課長。

建設課長（小松賢介課長）

先ほど画像で確認させていただきました箇所につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、来週、須崎土木事務所との移動土木会議が開催されますので、それに向けて県道等の未改良区間の状況確認で我々も回っておりまして、その中でああいった現状であるということを把握いたしております。

ご質問いただきましたカーブミラーの設置、また支障木の伐採による視距の改良、見やすくするということですね。そういったことにつきまして、管理者の須崎土木事務所のほうにも要望、事前にいたしております。そして、カーブミラーの設置につきましては、現地を確認をして、可能な範囲で対応するというふうなお答えをいただいております。

また、雑木の伐採につきましては、道路区域内の支障木については県が対応するというのですが、道路区域の外にある木に関しましては、原則としては土地の所有者さんに対応していただく必要がございますので、交通に支障がある場合には、関係者との調整を図りながら、対応していくというふうにお伺いをしております。

いずれにいたしましても、安全な通行を確保できるように町も県に要望いたしながら、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

スライドをお願いします。

もう一点、県道 4 1 号線窪川中土佐線の跡川道路です。これも何度も整備をお願いしているところなんですけど、先日、早朝に落石に乗り上げて車が破損するという事故がありました。落石の対策というのは簡単ではないと思いますが、現状ではご覧のとおり山側から雑木が生い茂っており、どこが落石の起源かも分からないような状態です。大型車なんかは、非常に走りづらいところになっています。以前は、山側の左側の中腹というか上のほうは、用水路が走っていまして、なかなか手がつけられないような状態だったんですが、今は水路はパイプになっているらしいんで、整備は以前よりはしやすくなっているんじゃないかと思います。せめて道路幅の上空 4. 1 m、車を走行できる範囲の空間は何もないような整備、取りあえず少しでも通りやすくなるような道路

の整備を要望することはできませんか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

建設課長。

建設課長(小松賢介課長)

お答えいたします。

議員ご指摘の箇所につきましては、これまでも危険性の高い箇所といたしまして、須崎土木事務所のほうに改良要望はしてきておるところですが、議員ご承知のとおり、窪川中土佐線につきましては、現在は大野見トンネルからの菱高精機までの区間、吉野工区に改良に注力をいただいておりますので、根本的な改良につきましては、時間を要する箇所となっております。

ただし、以前より須崎土木事務所からも維持管理を重点的に実施するというようなお話をいただいておりますので、今回のような事故が発生したことを受けまして、道路の本格的な改良の前に対応できるような対策がないかということを早急な対応を要望していきたいと考えております。以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

下元議員。

3番(下元良之議員)

一応この道路は通学路ということにもなっているんで、早急な対策もうちょっと左の崖の上をきれいに擦ったり、高所作業車でも使ってきれいにするとか、何か取りあえず対応はできないでしょうか、町長、お願いします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

町長。

町長(池田洋光町長)

県道41号については、これ、当然のことでございますけれども、合併支援道路ということで、重点的な取組をするということで、これまで歴代議長の皆さん、議員の皆さん、いろいろとご苦労かけてきたところでございますけれども、いろいろな事情がございまして、これまでも再三ご答弁で申し上げてきたところでございますけれども、今の状況でございます。特に、今、最後に出了写真の箇所については、下元議員のご質問があつて、タカ刈りというのを実施したところでもありますし、支障となっている電柱をもうちょっと場所を移設できないかというご質問もいただいてまいりました。

本当に、交通量が多い中で通学路でもあり、非常に皆さんが難儀をされておるということは、県土木としても十分に理解をしておりますけれども、要は結果としてその対策がやっぱり後手に回って、場当たり的な対応しかできていないということがございます。これは取りも直さず長である私の責任でもございますし、特に大野見の皆様にとりましては、一番重要な箇所でもあります。

それから窪川船戸線19号も、本当に前から申し上げておるように、橋本知事時代に三桁国道並みの県管理の道路としてやっていくからということを歴代村長、議長、議員の皆様にもずっと言ってきた道でありますので、それから、また尾崎さんになり、濱田さんになり、知事は代わっておりますけれども、この路線の重要性というのは、本当に全く変わっていないわけで、ある議会において津野町の池田はいいけれども、中土佐の池田はいかんというふうに議員から言われたこともありました。本当に私も道路整備については、役員もやっておる関係上、じくじたる思いもでございます。

それで、これは議長にもご相談をしておったんですけれども、このたびの議会の改選において、大野見地区から議長含め6名の議員さんがこのたび誕生されましたので、ここはひとつ6名の議員さんだけではないんですけれども、特に大野見地区に特化して、議員の皆様とこの道路に関する、県道に関する情報を共有しながら、県土木は当然なんですけれども、もっというと本課のほう、道路課、それから土木部長、それから知事というようなところまでやっぱりモーションを起こして、地元でこれぐらいの熱望があるんだということを、知事以下県執行部の皆さんにご理解いただくことが必要ではないかというふうに思っておりますのでございます。

大野見地区では、このたび復活した、復活したというか、いたします行政懇談会、今月の29日に午後1時と午後6時の2回に分けて、行政懇談会を開催する予定となっております、当然のことながら、そういったところでも地域住民の方からご要望もあるものというふうに思っております。合併をして21年たって、どれだけ道路が変わったかということを強く私はご指摘を受けるのではないかと思っておりますけれども、やっぱり数は力なんです。ですから、皆さん、議員の皆様、そして町民の代表の方々、そういう方々と一緒にちょっと大挙してそういった県の当局に要望をかけていかんと、なかなか限られた予算、ずっと言われるんで、進みませんので、また下元議員はじめ議長にもちょっと申し上げておるんですけれども、ぜひとも皆さんのお力をいただきながら、しっかりと県当局に要望をかけてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(福永守恭議長)

下元議員。

3番(下元良之議員)

とにかく、立派な2車線歩道付きの道路より、今は道をちょっとでも走りやすくしてもらおうと、行ってバックしないでもいいような道路にってもらおうというのをちょっと優先してやってもらえたらと思いますので、またひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。

施設の整備事業について質問します。

今年度の事業計画にありますキッズパーク施設整備計画ですが、現在の進捗状況はどうか。計画どおりということでしょうか。また、建築材の資材不足とか価格高騰とか問題になっていますが、それにナフサの問題というのは、遊具の購入に影響があるんじゃないかと考えますが、全体の計画の工期や価格など当初計画との違いはありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えいたします。

2点整備計画との進捗状況と、それから資材の価格、納期の現在の状況の件でございますが、まず、整備計画についてでございますが、屋内遊戯施設整備事業に関しましては、令和8年4月6日付で、株式会社黒岩設計様と実施設計の委託契約を締結し、契約期間を同年8月17日までとしてございます。本整備事業につきましては、旧デイサービス施設の躯体を活用する中、屋内に配置される遊具やその活用方法、運営方法が集客の最も大切な要素の一つであることは申し上げるまでもございますが、現段階では、小さなお子様を持つ関係者の皆さんの意見も伺いながら、協議を重ねている状況でございます。

また、施設運営に関しましては、前回の議会でも少しお話をさせていただきましたが、地域おこし協力隊の着任によるきめ細やかなサービス提供も重要と考えてございまして、その着任に向けた募集につきましては、今月末に東京、大阪で開始されますUIターン相談会にて、募集の開始の予定でございます。

もう一点、議員からご指摘のございました資材高騰でございますが、現在、中東地域の情勢不安に伴いまして、ご承知のとおり、国際的な物流の停滞や資材価格の変動というのは生じてございます。このため、国内の建設資材の調達も、一定の影響が及んでいるというのは、それは本当に状況でございます。こうした外的要因によりまして、不安定な要素が存在することは、私ども認識はしているところでございますが、しかしながら、設計業者様や今後契約する施工業者様とも緊密に連携をして、資材調達の状況確認、それから工程管理、こういったものを適切に行いながら、予定どおり年度内の竣工は目指して進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3番（下元良之議員）

資材の価格なんかは、不確定なところもあるけれども、この計画は予定どおり進めていくということですが、予定した価格よりもし資材が高くなっていたら、どんな対応になるんですか。補正予算を組むとか、あるいは品質を下げるとか、規模を小さくするとか、こういった感じで完成

させていく予定ですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

先ほどのようなご答弁と重複する部分もありますが、当初予算で認めていただきました工事費というのがございますので、基本的には状況の変化というのはございますが、設計業者様とも打ち合わせしながら、当初予算の範囲で収まるようにそこは努力はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

工事費が結構高額、多額いうか、1 億 7, 0 0 0 万ですかね。びっくりするぐらいの金額なんです、その範囲では収めるようにはやっていただけるとは思うんですが、どんなその価格の面で希望どおりできるかどうか、かなり工夫は要ると思うんで、予算内でいうことで対応はお願いしたいと思います。

あと、同じようにコワーキングスペース整備事業ですか、これについても聞きます。これも工期や費用に変わりはないですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

コワーキング施設につきましては、まだ設計業務の発注には至っておりませんので、今後早急に取り組む予定でございますし、資材の高騰への対応につきましても、さきにご答弁させていただきましたとおり、適切に行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

このコワーキングスペース事業の施設の改修工事の内容なんですが、ちょっと参考までにちょっと教えていただきたいんですが、店舗で飲食の提供なんかもできるような施設を整備するということでしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

まだ運営面につきましては、完全に仕上がってはございませんが、かなうならば軽食、ドリンクですとか簡単な、本当に簡単な食事ぐらいは提供できるような、そういった体制は望ましいかなと考えてございます。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

それでは、そういった飲食の認可も可能な施設に仕上げるということですね。営業時間なんか何時から何時まで、そのコワーキングの利用者がどういう時間帯を望むか分からないんですが、営業時間というのはどんな考えですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（江崎太市課長）

お答えをいたします。

営業時間でございますが、基本的に管理をしてくださる方も必要になってございますので、基本的には日中の利用は想定してございますが、ただ、コワーキングを利用される方が必ずしも昼間の作業を望むとは限りませんので、多少夕刻にずれるようなことも想定しながら、今後の運営時間、営業時間、また施設が開いている時間につきましては、検討してまいりたいと考えてござ

います。

以上でございます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

それでは、次の質問に移ります。

今年 4 月 20 日に三陸沖でマグニチュード 7.7 の地震が発生し、青森県では震度 5 強が観測されました。そして、青森県などでは 3 m の津波警報が発表され、避難指示が出されました。実際には津波はほとんど観測されなかったんですが、でも、3 m の津波と聞けば、結構大きいように感じます。

そこで質問します。津波を想定するとしたら、報道なんかでよく言われるように、中土佐町最大 2.2 m の津波が来るよということで、その津波を思い浮かべますが、そんな最大津波が発生するのは何千年に一度ぐらいな感じではないかと思うんです。確率ではないかと思いますが、現実的に考えたとき、もし本町に 3 m の津波が来たら、どのような被害が想定されますか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えをいたします。

本町において、津波予報で言う 3 m の津波というところを少し説明させていただきますと、予報で言う 3 m というのは、そのとき平常時の海面が 3 m 上がるという解釈になるかと思いますので、それを基にして、なおかつ 4 月 20 日の午後 17 時過ぎだったと思いますが、そのときの潮位が調べますと、大潮を過ぎた満潮が過ぎた頃となっておりましたので、それなりにうちの町でいえば、水がある状態で 3 m 水位が上がると仮定させて説明をさせていただきます。

また、高知県におきますと、干満の差が 2 m ぐらいありますので、仮に干潮であればそうはならないとも言えますので、そこはちょっと今回はそういう条件でどうなるかというあくまで推測になりますが、説明をさせていただきたいと思います。

また、本県につきましては、台風襲来の多い風土でもありますので、波浪・高潮対策のための治水力が高うございまして、市街地の海側にある堤防の高さが大体 6.5 m 程度となっておりますことを考えますと、水位が 3 m 上がった津波であれば、直接家をなぎ倒していくといったことにはならず、河川を遡上して、町の低地から浸水を開始するといった被害になるかと推測はしております。

久礼地区であつたり上ノ加江地区の市街部であれば、低いところであれば、地盤高というか海拔で申しますと 2 m 程度のところに家屋が建っているところもありますので、水面が 3 m 上がっ

た津波が来たとしても、1階の天井までは到達しないのかなと考えますので、家を浮かせるほどの浮力は発生しないので、いわゆる家がどんどんなぎ倒されていくというようなことは考えにくく、浸水によって建物1階部分の破損が多数発生するのではないかと推測をしております。

ただ、津波が30cmを超えれば、人はもう移動することはかないませんので、巻き込まれれば、確実に人的被害が発生するものだと併せて考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3番（下元良之議員）

今回の青森県の地震では、実際には津波被害はありませんでした。津波もほとんど僅かしか観測されていないようなことです。気象庁は、正確さよりも安全性を重視するので、あえて大きめに発表したものと思われます。本当に3mの津波が来るんやったら、もう10mの津波が来るとか言うのかも分かりません。

そういった中で、もし本町で震度5強の地震が発生した後、3mの津波予報が出されたとしたら、その津波想定区域の住民はどのような行動を取ると考えますか。避難する、実際に避難する人の割合はどれぐらいだと思いますか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました3mの津波予報ということであれば、大津波警報に分類されますので、厳重な警戒体制となることから、避難指示、警戒レベル4事案に該当し、災害対策本部が設置され、職員が行政であれば配備に当たることとなっております。一方、町なかには防災情報システムがJアラートの警報を受信して、自動起動による津波避難を促す放送が繰り返し屋内外へ流れることとなっております。

そこで沿岸部のお住いの住民の皆様が取るべき行動となりますと、当然揺れが伴うものでございますので、揺れが収まって、自立ができる程度まで収まった後に、少しでも海岸付近から安全な高い場所に向けて避難行動を起こすことをしていただく必要がございます。町といたしましても、震源地が近く、瞬時に津波が来る場合には、早急に最寄りにあります避難タワーと木造以外の建築物で津波を回避できる安全な場所、また各地区に整備しました避難場所等の高台へ避難していただきたいと考えており、割合がどれぐらいということで質問でございますが、県民意識調査では、約7割から8割だと意識をしておりますので、本町であれば、沿岸部が大部分となっておりますので、もうちょっと高いのかなと思いますし、実際のところ、いつ死んでも構わんとい

うような方、たくさんいらっしゃいますが、実際のところ、病院へは通っていらっしゃるの、それなりに命は惜しいと思っている方は多いと思いますので、そういう方も避難してくれるものと私は考えておりますので、諦めずその点に関しましては、啓発のほうを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

避難するときは、住民全員が徒歩で高台に避難するということですよね。このたびの青森県では震度 5 が発生して、3 m の津波予報が出たんですが、避難区域で実際に避難した人の割合は、3 割から 4 割と言われています。徒歩での避難が原則とされていますが、車で避難した人はその中の半分、避難した人の 50 % 以上と言われています。もちろんそれで、多くの周辺道路で渋滞が起きている。

本町でも、高台までの距離が遠いとか、乳幼児や高齢者など自力での移動が困難という人もおります。車で移動したい、車で避難したいという人も多くいると思います。なので、そこで地区や条件によってはルールを決めて、車で避難ができるようなシミュレーションもして、住民間の合意を図ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えいたします。

下元議員のおっしゃられることも、理解は一定はしております。ただ、避難につきましては、徒歩が原則とやはり考えております。町の地域防災計画にも、徒歩避難の原則が記載されております。内容といたしましては、「津波からの避難については、徒歩によることを原則とし、周知を行います。ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に、避難できる対策をあらかじめ検討する」となっておりますので、確かに場所によってはできる地域もあるかもしれませんが、どうしても久礼地区はじめ沿岸地区は、昔ながらの漁師町であり、狭隘な道が入り組んだ町並みとなっておりますので、大規模な南海トラフ地震のような震災が発災した場合は、避難まで限られた時間において自動車を使用し、一斉に避難行動をしようとしたときには、やはり青森のように渋滞が起きると推測をしておりますので、そのような状況下で、多くの避難者が同時一斉に車を使うと、交通事故のおそれもありますので、そうなれば人命にも影響を及ぼす可能性があると考えておりますので、自動車によって徒歩の避難者の避難も妨げられるという可能性を考えれば、そのあたりは慎重に検討をしていかなければならないのかと考えて

おります。

町といたしましては、従前どおり徒歩による避難を周知し、基本的に自動車を使用する避難対策については、現状において考えておりませんが、時間的に余裕がある遠地津波といったケースであれば、移動手段の一つとして活用ができるものと考えてはおります。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

本町でも地震が来て、揺れが収まったら、取りあえずまず逃げようと勧めています。実際の津波の大きさというのは分からないですが、取りあえず一旦避難して様子を見ようと、そういったときに、車を使いたい人は多いと思います。言われたように、全員一斉にそれは車で乗ったら、それは渋滞して混乱すると思うんですが、みんな車で高台を目指すということになると思うんですが、車でこの役場とか中学校に押し寄せられても、混雑して困ると思います。そういうときに、車避難は取りあえず大野見へ一旦逃げてくれと、そこで様子を見てくれというふうに誘導したらどうでしょうか。大野見に行くんやったら、途中に戸建てもあまりないんで、スムーズに流れていくんじゃないかというのは予想もします。取りあえず大野見振興局辺りで路駐でもいいんで、その辺り来て、様子を見て、情報をもらって、行動すると。何もなかったら帰るというようなことは、そんな考えはどうでしょうか。町長、どんな感じですか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

まず、前提となる地震の、そういう津波を伴う地震の場合は、揺れを伴っております。そうなりますと、道路のコンディションであつたり、倒壊した家屋はないにせよ、何かしらのものがどうしても道路には散乱しているのではないかと考えますので、そうなれば、すぐにそこで行き止まりとなって、渋滞が発生するという可能性は高いのではないかと考えますので、市街地の周辺部で行けそうな方は、そういう選択をするとは思いますが、そういった方に限れば考えられるのかなとは思いますが、車を利用して大野見へという促し方をすることは、担当課としてはなかなかできないものだとして理解しておりますので、その件につきましては、何とぞご理解をいただければと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

まあでも、実際に去年ですか、豊後水道辺りで地震があったときに、津波予報が出たときに、車でこの辺まで来た人も多かったというような話もありますよね。そんなに来られても困るんじゃないかと思うんで、大きな地震が本当に来たら、それは大変やけれども、今回の青森みたいに一旦ちょっと逃げていこうという人は、家はもうなくなっても、車は持っていきたいというような人もおるんで、車中泊もできるんで、車は乗っていく人は多いんじゃないかと思うんで、その辺の想定した対策もしておくべきではないかと思うんですが。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

総務課長。

総務課長（山崎正明課長）

お答えをいたします。

議員がおっしゃられますとおり、車非常に大切な財産だとは思いますので、それを逃がしたいという気持ちは分かります。ただ、現実としてこの前の豊後水道といつか来るであろうと言われております南海トラフ地震については、揺れのレベルが違うと思っておりますので、積極的な車避難については、回答、何度も同じ内容になりますが、積極的に進めていくという考えは、担当課においては持っては危険なのかなという気持ちが強うございますので、何とぞご理解をいただければと思います。

以上です。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

下元議員。

3 番（下元良之議員）

質問終わります。

議長（福永守恭議長）

これで、下元議員の質問を終わります。

議長（福永守恭議長）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

本日はこれで延会をします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4時30分)